

平成31年第2回羽幌町議会定例会会議録

○議事日程（第1号）

平成31年3月5日（火曜日） 午前10時00分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 町政執行方針
- 第 6 教育行政執行方針
- 第 7 一般質問

○出席議員（10名）

1番 村田定人君	2番 金木直文君
3番 阿部和也君	4番 船本秀雄君
5番 小寺光一君	7番 平山美知子君
8番 磯野直君	9番 逢坂照雄君
10番 寺沢孝毅君	11番 熊谷俊幸君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	駒井久晃君
副 町 長	今村裕之君
教 育 長	山口芳徳君
監 査 委 員	鈴木典生君
農業委員会会長	高見忠芳君
会 計 管 理 者	熊木良美君
総 務 課 長 兼電算共同化 推 進 室 長	飯作昌巳君
総務課総務係長	山田太志君
総務課職員係長	門間憲一君
地域振興課長	酒井峰高君
財 務 課 長	大平良治君

財務課主幹 兼財政係長 管財係長	清水聰志君
財務課經理係長	越谷弘和君
財務課稅務係長	山川恵生君
町民課長兼住宅係長	室谷眞二君
町民課総合受付係長	蟻戸貴之君
町民課環境衛生係長	田中康裕君
町民課住宅係主査	村上雄也君
福祉課長	木村和美君
福祉課社会福祉係長	竹内雅彦君
福祉課子ども係長	木村謙彦君
福祉課国保医療年金係長	室谷みどり君
健康支援課長	豊島明彦君
健康支援課 地域包括支援 センター室長	奥山洋美君
健康支援課主幹兼保健係長	棟方富輝君
健康支援課介護保険係長	金丸貴典君
建設課長	敦賀哲也君
建設課主任技師兼建築係長	石川隆一君
建設課主任技師兼土木港湾係長	笹浪満君
建設課主幹兼地籍調査係長	上田章裕君
建設課管理係長	宇野延仁君
建設課土木港湾係主査	山平博久君
上下水道課長	宮崎寧大君
上下水道課主任技師兼業務係長	吉田吉信君
上下水道課管理係長	逢坂信吾君
上下水道課業務係主査	小笠原聡君
農林水産課長	鈴木繁君
農林水産課農政係長	更科信輔君
農林水産課水産林務係長	木村康治君
商工観光課長	高橋伸君
商工観光課観光振興係長	富樫潤君
商工観光課商工労働係長	大西将樹君
天売支所長	金子伸二君
焼尻支所長	熊谷裕治君

学校管理課長 兼 学校給食 センター所長	春日井 征 輝 君
学校管理課総務係長	近 藤 優 樹 君
学校管理課学校教育係長	藤 井 延 佳 君
社会教育課長 兼 公民館長 体育振興係長	渡 辺 博 樹 君
社会教育課社会教育係長	高 橋 司 君
学校給食センター主査	宮 嶋 真奈美 君
農業委員会事務局長	伊 藤 雅 紀 君
選挙管理委員会事務局長	飯 作 昌 巳 君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	井 上 顕 君
総務係長	杉 野 浩 君
書 記	土清水 彬 君

◎開会の宣告

○議長（熊谷俊幸君） ただいまから平成31年第2回羽幌町議会定例会を開会します。

（午前10時00分）

◎町長挨拶

○議長（熊谷俊幸君） 町長から議会招集挨拶の申し出がありますので、これを許します。
町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 平成31年第2回羽幌町議会定例会の招集に当たりまして、議員の皆様におかれましては、年度末の何かとご多忙のところ、また先般の臨時会に続きご出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

昨年9月に発生いたしました北海道胆振東部地震から半年がたとうとしております。被災されました自治体においては、避難所が閉鎖され、震災以前の日常生活を取り戻すべく復興への道を歩もうとされている中、先月21日に再び胆振地方で最大震度6弱の揺れを観測する大きな地震が発生いたしました。改めてこのたびの地震により被害に遭われた皆様に対しまして心からお見舞いを申し上げますとともに、復興に向け努力されている皆様の安全と、被災地が一日でも早く平穏な生活を取り戻されますよう心から願うものであります。

さて、我が国の経済は緩やかな回復基調とされておりますが、依然として地方においてはその実感が乏しい状況が続いております。こうした中、我が町においても新年度を迎えるわけですが、解決すべき課題は数多く、また多岐にわたっておりますが、明るい話題を一つでも多く発信できるよう施策の優先性や重点化を十分に考慮し、議員各位と町民の皆様とともに将来に向け、夢と希望を持てる魅力あるまちづくりを進めてまいり所存であります。

なお、平成31年度の各種施策については、後ほど執行方針で述べさせていただきたいと思っております。

さて、本定例会に提案しております案件は、報告2件、議案として条例案7件、30年度補正予算案6件、新年度各会計予算案8件の計23件であります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。招集の挨拶とさせていただきます。

◎開議の宣告

○議長（熊谷俊幸君） これから本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（熊谷俊幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、

1番 村田定人君 2番 金木直文君
を指名します。

◎会期の決定

○議長（熊谷俊幸君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

2月28日、議会運営委員会を開催しておりますので、委員長から報告を求めます。
議会運営委員会委員長、村田定人君。

○議会運営委員会委員長（村田定人君） 報告します。

2月28日、議会運営委員会を開催いたし、今定例議会の運営について慎重に協議をした結果、次のとおりであります。

今定例会における提出案件は、報告2件、議案21件、発議4件、都合27件、加えて一般質問2名3件となっております。議会運営委員会では、これらの案件を勘案の上、今定例会の会期は本日から8日までの4日間と決定いたしました。

次に、審議予定について申し上げます。本日は、この後諸般の報告、行政報告、町政及び教育行政執行方針の後、一般質問の審議をもって終了といたします。明6日は、報告、一般議案、補正予算の審議を行い、平成31年度予算関連議案並びに各会計予算の提案理由の説明を聴取した後、予算特別委員会を設置し、付託して休会とします。その後、予算特別委員会を開催し、平成31年度各会計予算の内容説明を求めてから予算関連議案並びに各会計予算の調査及び審議を行います。なお、本会議は8日まで休会とします。8日は、本会議に戻し、予算関連議案、各会計予算、並びに発議について審議を行います。

議会運営委員会では、本日程の中で議事運営が敏速に進行されますよう、議員各位の特段のご協力をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（熊谷俊幸君） お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員会委員長の報告のとおり本日3月5日から8日までの4日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（熊谷俊幸君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日3月5日から8日までの4日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（熊谷俊幸君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本日の欠席届並びに遅刻届はありません。

会議規則第21条の規定により、本日の議事日程表は配付いたしましたので、ご了承願います。

次に、地方自治法第121条の規定により、本定例会に説明員として出席通知のありま

した者の職、氏名を一覧表として配付しましたので、ご了承願います。

次に、監査委員から平成30年度12月分から1月分までの例月出納検査結果の報告がありましたので、報告します。

なお、平成30年度1月分の検査結果報告に指摘事項がありましたので、議会の運営に関する基準により事務局長に該当月分の例月出納検査報告書を朗読させます。

○議会事務局長（井上 顕君） 例月出納検査報告書。

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき平成30年度1月分について例月出納検査を実施したので、同条第3項により報告します。

平成31年2月12日、羽幌町議会議長、熊谷俊幸様、羽幌町長、駒井久晃様。羽幌町監査委員、鈴木典生、羽幌町監査委員、船本秀雄。

記、1、検査の期日及び対象、検査期日平成31年2月12日、検査の対象、会計管理者の所管に属する一般会計、各特別会計、歳入歳出外現金並びに各基金の現金出納状況。

2、検査の結果、（1）、現金出納の状況、検査の対象である各会計の収支状況、現金の保管については別紙例月出納検査調書のとおりで、各係数は関係諸帳票と照合した結果、それぞれ符合して正確なものと認められた。また、当月の収支残高は預金残高とも一致していることが確認された。

（2）、証拠書類の検査、物品の購入において政府契約の支払遅延防止等に関する法律、昭和24年12月12日、法律第256号の定める支払い遅延利息の発生する支出が10件、38万1,306円あった。

（3）、講評、今回の検査では不適切な会計処理があったことを指摘し、今後同じ事例を再び繰り返さぬよう必要な措置を講じることを求める。については措置状況報告を3月31日までに提出すること。

以上でございます。

○議長（熊谷俊幸君） 次に、議員の出張報告を配付しましたので、ご了承願います。

次に、平成30年第8回臨時会で議決され、町に対し処理経過及び結果の報告を求めていた天売複合化施設基本設計予算の速やかな実行と事業の進行を求める請願については、議会に対し報告書が提出されておりますので、議会の運営に関する基準により報告します。については、その写しを配付してありますので、ご了承願います。

次に、各常任委員会から閉会中の継続調査とした所管事務について委員長より調査の結果を報告します。

最初に、総務産業常任委員会委員長、金木直文君。

○総務産業常任委員会委員長（金木直文君）

平成31年 3月 5日

羽幌町議会議長 熊 谷 俊 幸 様

総務産業常任委員会
委員長 金 木 直 文

所管事務調査報告

本委員会は、調査中の案件について下記のとおり調査を終了したので報告します。

記

所管事務調査事項

平成31年 2月18日

- (1) 羽幌港、焼尻港、天売港の整備について。
- (2) 水道事業の運営と方向性について。

以上、総務産業常任委員会の所管事務報告といたします。

なお、羽幌町議会会議規則第77条の規定による委員会報告書については、羽幌町議会委員会条例第25条に規定する記録を別途作成しおさめ、これにかえることといたします。

以上です。

○議長（熊谷俊幸君） 次に、文教厚生常任委員会委員長、磯野直君。

○文教厚生常任委員会委員長（磯野 直君）

平成31年 3月 5日

羽幌町議会議長 熊 谷 俊 幸 様

文教厚生常任委員会
委員長 磯 野 直

所管事務調査報告

本委員会は、調査中の案件について下記のとおり調査を終了したので報告します。

記

所管事務調査事項

平成31年 1月29日

天売複合化施設について

- (1) 天売複合化施設について
- (2) 焼尻小中学校建設について

平成31年 2月14日

- (1) 住生活基本計画及び公営住宅等長寿命化計画について
- (2) 空き家対策について

以上、文教厚生常任委員会の所管事務報告といたします。

なお、羽幌町議会会議規則第77条の規定による委員会報告書については、羽幌町議会委員会条例第25条に規定する記録を別途作成しおさめ、これにかえることといたします。

以上です。

○議長（熊谷俊幸君） これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（熊谷俊幸君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 既に新聞にて報道されておりますが、「職員の事務処理遅延」により、町民の皆様にご迷惑をおかけしましたことにつきまして、行政報告をさせていただきます。

初めに、「物品等購入に伴う代金支払いの遅延」ではありますが、昨年4月から12月にかけて購入した、教育委員会及び各学校施設で使用する事務用品等の支払い事務を怠り、代金の支払いを遅延させたものであります。

支払い遅延となった要因につきましては、担当職員が事案判明以降、体調不良により出勤できず、詳しい聞き取り等ができておりませんが、一部確認しておりますのは、仕事の優先順位がつけられずため込んでしまい、結果、処理を怠ったものであります。

事案判明の経過につきましては、12月に担当課長のもとへ、5月及び8月に物件を納入したそれぞれの事業者から支払いがない旨の連絡があり判明したものでありまして、さらに別の事業者の請求書を発見したため、各事業者に支払いの有無を確認するなどし、合計で6事業者に対しまして、26件、総額で63万2,330円の未払いを確認したものであります。

支払い遅延となりました各事業者へは、担当課長がおわびを申し上げ、支払いについておのおの手続を進め、整理をさせていただいたところでございます。なお、法令に基づく遅延利息として2事業者に対しまして、合計で3,900円の損害賠償を行ったところでございます。

次に、「子ども・子育て施設型給付費及び幼稚園型一時預かり事業委託料」に係る支払い事務の遅延ではありますが、町内の幼稚園及び認定こども園に対し、幼児教育及び保育業務に伴う、いわゆる「施設型給付費」並びに町が委託をしております「幼稚園型一時預かり事業」に係る実績報告書の検査事務を怠り、結果、それぞれの支払いを遅延させたものであります。

この「施設型給付費」は、1か月ごとに実績報告書の提出を受け、その内容を検査し支払いを決定するという事務の流れであります。町内2つの施設のうち一方は、30年の6月、7月、8月分の実績報告書の検査を、もう一方の施設は6月分の検査を怠っていたものであります。また「一時預かり事業」につきましては、四半期ごとに実績報告書の提出を受け、検査・支払い決定という流れであります。一方は30年4月から6月分の実績報告書を、もう一方は同じく4月から6月分の実績報告書の基礎資料となる「出席簿」の提出を受け、その確認後に連絡をし実績報告書の提出を受けることとしておりましたが、いずれもその後の処理を怠っていたものであります。

本事案の要因ではありますが、担当職員は「実績報告の過誤による、後々の支払い額の修正」がないようにとのことから、検査に時間を要したことと、6月以降事務の多忙期と重なり、処理しなければならないとの認識はあったものの完了せず、加えて体調不良により

出勤できない期間も生じたことから、遅延となったものであります。

事案判明の経過につきましては、担当職員が体調不良により不在であった昨年10月初めに、別件で机の書類を整理した際、「一時預かり事業」の実績報告書などを発見したことから、予算の執行状況と、2つの施設に照会をし判明したものでありまして、内容としましては、「施設型給付費」がA施設で6月分179万9,140円、7月分176万5,140円、8月分173万1,380円、B施設で6月分773万3,100円でありまして、「一時預かり事業委託料」がA施設で4月から6月期24万2,250円、B施設で4月から6月期82万2,900円でございます。

支払い遅延となりました両施設に対しましては、事案判明時に担当課長がおわびを申し上げ、それぞれの支払いにつきましても早急に内容の検査を行い、10月中に支払いを終えたところでございます。

次に、「雇用促進助成金」に係る交付事務の遅延であります。町内の雇用促進を図るため、新たに従業員を雇用した事業者に対して助成を行う「雇用促進助成制度」におきまして、昨年6月に事業者から「助成金交付申請書」の提出を受けました内容を審査し交付決定、助成金交付と事務を進めるべきところ、事務処理を怠り、結果、助成金の支払いを遅延させたものであります。

事務遅延の要因でございますが、担当職員は「交付申請書」の提出を受け内容の審査を行うも、書類に不備があったことから修正に関して2回ほど事業者とやりとりをしておりましたが、この間他の業務も重なり、後回しにするなどにより結果、事務を怠ったものであります。また、当該助成金は事務の進捗を確認するため処理簿を備えておりましたが、支払い事務が完了していないにもかかわらず、支払い日を見込みで記載していたことから、実際の進捗が確認できず、遅延防止に至らなかったものであります。

事案判明の経過につきましては、今年1月、担当係長が30年度予算の決算見込みを確認した際、当該助成金の処理簿と支払い額が一致していないことに気づき、担当職員に確認し、処理中の書類等の中から当該交付申請書を発見したものでありまして、従業員の雇用1名分に係る助成金、36万円が速やかに交付されるべきものを遅延させたものであります。

当該事業者に対しましては、事案判明後、担当係長がおわびを申し上げるとともに、支払いにつきましても早急に事務処理を進め、2月上旬に終えているところでございます。

次に、「郷土芸能団体保存育成補助金」に係る交付事務の遅延であります。当町の郷土芸能の保存や振興、さらには後継者育成を図るため、町内の活動団体に経費の一部を補助する当該補助事業におきまして、昨年8月及び12月にそれぞれ2つの申請団体から提出された実績報告書の検査事務を怠り、結果、補助金の支払いを遅延させたものであります。

事務遅延の要因でございますが、担当職員は実績報告書の提出を受けたものの、他の業務の処理などに紛れ書類の検査をすることなく、1つは他の既決書類と一緒に保管し、も

う一つは未決書類として持ってはいたものの、後から見直すことなく処理を怠ったものがあります。

事案判明の経過でございますが、1月に担当係長が30年度予算の決算見込みを確認した際、当該補助金の予算に未執行があったため、交付状況について担当職員に確認し判明したものでありまして、1団体につき20万円を上限に、2団体で合計40万円を速やかに交付すべきところ遅延させたものであります。

それぞれの団体の代表者に対しましては、担当課長及び係長がおわびを申し上げ、補助金につきましても早急に検査事務を行い、2月中旬に支払いを終えたところでございます。

以上が「支払い及び事務処理遅延」についての内容でございます。

4件いずれの事案に関しましても、職務怠慢と言われても申し開きのできない事案でありまして、当事者及び町民の皆様にも多大なご迷惑をおかけしましたことに心からおわびを申し上げる次第でございます。

これら原因となりました担当者らに対しましては、事案の内容を鑑み、今後処分も検討してまいりますが、このような事態に至ったことを重く受けとめ、今後、このようなことがないように再発防止に万全を期し、町民の信頼回復に努めてまいりたいと存じております。

2、羽幌町いきいき交流センター（はぼろ温泉サンセットプラザ）のレジオネラ対策につきましてご報告いたします。

本町施設であります「羽幌町いきいき交流センター」において発生いたしましたレジオネラ属菌の検出に関し、その経過と今後の対策について、ご報告申し上げます。

当施設におきまして、定期的に水質の自主検査を実施しておりますが、1月29日に女子大浴場浴槽で採取したお湯から、北海道が定める「公衆浴場における水質基準値」を超えるレジオネラ属菌が検出され、2月12日より男女大浴場浴槽と一部温泉施設の利用を停止したものであります。

検査結果を受け、町及び同施設を管理運営する指定管理者とで協議を行い、速やかに管轄保健所へ報告するとともに、2月17日に全温泉施設を休止し、配管の清掃・消毒及び浴場内全面清掃を行い、再度、水質検査を実施し、その結果、2月26日に検査機関よりレジオネラ属菌不検出の通知がありましたことから、施設利用の安全が確保されたと判断し、3月1日に温泉施設の利用を再開したところであります。

今後の対策といたしましては、管轄保健所との協議を踏まえ、配管内の菌の発生と増殖を抑制するため、専門事業者による配管清掃及び消毒作業の回数をふやすほか、設備の構造上飛沫を発生させ、レジオネラ症の感染リスクを高める可能性がある男女「打たせ湯」を廃止するなど、再発防止の徹底を図ってまいります。

このたびの事案により、利用者並びに町民の皆様にも多大なご迷惑・ご不便をおかけしましたことを深くおわび申し上げますとともに、今後このようなことがないように、より一層の衛生管理の徹底と安全・安心な施設運営を行い、町民の信頼回復に努めてまいりたいと存じます。

以上を申し上げまして、行政報告といたします。

○議長（熊谷俊幸君） これで行政報告を終わります。

◎町政執行方針

○議長（熊谷俊幸君） 日程第5、町政執行方針を行います。

町長から町政執行方針の申し出がありますので、これを許します。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 本年第2回羽幌町議会定例会の開会に当たり、平成31年度の町政執行に係る基本的な考えと主要施策を申し上げ、議会並びに町民の皆様のご理解とご協力をお願いするものであります。

2期目の町政運営がスタートしはや3カ月が経過いたしました。所信表明で述べましたとおり、公平・公正で信頼の高い町政運営を心がけ、安心・安全で住みよいまちづくりに努めているところでありますが、この間議会を初め町民の皆様から温かいご支援とご理解をいただいておりますことに心から感謝を申し上げます。

本年は、皇位継承が行われる歴史的な年となりますが、平成を振り返りますと、阪神・淡路大震災、東日本大震災、そして北海道胆振東部地震など、記憶に残る大きな自然災害が相次いだ時代であったと思います。しかし、それぞれの被災地において、地域の皆様の情熱と多くのボランティアが復興の力となり、人とのきずなの重要性が再認識されましたほか、これまでの経験や備えだけでは通用しない想定外への対応を考えさせられる機会ともなりました。

一方、10月には消費税の引き上げが予定されており、増税分を財源とした少子高齢化の課題解決のため、全世代型社会保障制度が推進される予定となっています。小中学校9年間の義務教育以来となる幼児教育の無償化が予定されておりますほか、来年4月からの高等教育における無償化や支給型奨学金についても制度設計が進められております。さらに、人生100年時代を見据えた65歳以上の継続雇用の引き上げ、中途やキャリア採用の拡大など雇用制度改革に向けた施策の検討が進められております。

本町においても、少子化対策の一環として子育て環境の充実に努めており、中学生以下の医療費や予防接種の無償化、子育て支援センター機能や各種子育て教室を充実してまいりました。また、シングルペアレント移住促進事業においては、他地域から子育て世帯を受け入れ、2カ年で3世帯7人の皆さんが町内に継続して居住され、その保護者が町内の事業所にそれぞれ勤められるなど、労働力確保という面においても成果が見える取り組みとなっております。

31年度におきましても、抱えている多くの課題を踏まえつつ、現状や将来の見通しなどに対し広く理解を求め、引き続き総合振興計画の3つの目標を柱に、魅力あるまちづくりと課題解決に向けた各分野の施策に積極的に取り組んでまいります。

「地域の自然が育む豊かなまち」として、天売島の海鳥のための良好な環境の創出を図

るものとして官民が連携し、昨年「シーバードフレンドリー認証制度」を創設したところ
であります。引き続き、自然環境に配慮した地域産業や商品を「海鳥に優しい取組・商品」
として認証することにより、付加価値を高め、海鳥を初めとした自然環境に対する理解向
上と地域の産業振興の両立を目指してまいります。

「誰もが居場所と生きがいを持って暮らせるまち」として、地域センター病院である道
立羽幌病院については、関係機関や近隣自治体との連携のもと、地域の実情に応じた医療
体制の整備に向けた働きかけを行ってまいります。また、各種検診や予防のための運動機
会の充実により町民の皆様の参加を促進し、健康増進や疾病対策に努めるほか、デイサー
ビスセンターの機能向上を図るものとして、浴場やトイレの改修を行ってまいります。さ
らには、高齢者が利用するハイヤーへの助成を行い、対象となります皆様のお出掛けの向
上と負担軽減に努めてまいります。

「安心して魅力的な田舎暮らしができるまち」として、農業経営に大きな影響を与えてい
る鳥獣の農地侵入防止のための電柵更新のほか、外国人就労技術者の雇用安定を図るた
め、受け入れ事業者に対する支援を継続してまいります。

焼尻めん羊牧場は、平成20年から指定管理者制度に基づき、施設の管理運営全般を民
間企業へ委ねてまいりましたが、30年度をもって契約期間が満了することに鑑み、将来
的な出荷頭数の計画的増量を見込んだ母羊の育成や羊肉の地元での取り扱い量の増加など
を総合的に勘案し、31年度からは直営による管理運営を行ってまいります。

また、交流人口の拡大等を目的に、観光情報の積極的な発信と増加する外国人観光客の
受け入れ態勢の充実を努めるほか、観光協会が主体的に行う取り組みに対し支援してまい
ります。このほか、生活に必要な社会基盤であります公営住宅や港湾などの整備に努める
ほか、河岸の保全と景観の向上を目的に、長年の懸案でありました福寿川河口部護岸の整
備に向けた計画づくりを進めてまいります。

次に、31年度の主な施策を項目別に申し上げます。

1つ目に、地域の自然が育む豊かなまちであります。

自然環境・景観の保全として、本町は、道北の雄大な自然に恵まれた地域であり、かけ
がえのない自然を後世の子供たちに残すため、環境を守る基本計画に沿って自然環境の保
全を行うべく、北海道海鳥センターを拠点に普及・啓発活動を進めるとともに、町民有志
による環境保護活動等を支援し、子供から大人まで世代を超えて行う自然と親しみ自然を
守る活動を推進してまいります。

緑化・公園整備の充実として、はぼろバラ園において適切な管理を行いつつ、サービス
向上のためのトイレ改修を初めとした環境整備を進めるなど、引き続き観光客や町民の皆
様に親しまれる憩いの場の提供に努めてまいります。

また、子供たちが安心して遊べる環境を維持するため、農村公園の遊具などの補修を行
ってまいります。

海鳥の保護対策として、海鳥繁殖地など天売島特有の自然や島民の生活環境を守るため、

環境省を初め関係機関と連携・協力し、天売島における「人と海鳥と猫の共生」が図られる対策を講じてまいります。

土地利用の推進として、地籍調査につきましては、字高台、字築別及び字上築の各一部を継続調査し、調査の成果は、土地の基礎資料として、課税の公平化や紛争の防止、その他多目的に活用してまいります。

2つ目は、誰もが居場所と生きがいを持って暮らせるまちであります。

医療体制の充実として、医療従事者の確保・充実及び育成を図るため、医師研究資金や看護師等を志す学生への修学資金の貸し付け、医師の住環境を整備する事業を継続してまいります。4月には、修学資金の貸し付けを受けた2名が町内の医療機関に新任看護師として採用される予定となっております。これまでの採用者を含め3名となりますことから、今後も医療従事者の確保・充実に向け支援してまいります。

また、赴任した医療従事者が地域になれ、少しでも長く定着できるよう環境づくりに努めてまいります。

地域医療の中心を担っていただいております道立羽幌病院と道立天売・焼尻診療所の診療体制確保と機能充実につきましては、北海道と情報共有を図りながら協議してまいります。

救急体制は、町民が地域で安心して暮らせるために確保しなければならない重要な体制でありますことから、留萌圏域の二次救急医療体制確保のための費用負担や離島住民の負担軽減助成を継続してまいります。

保健活動の充実として、すこやか健康センターを拠点に保健師、管理栄養士、臨床心理士それぞれが専門性を生かしながら連携し、健康や発達に関する相談、栄養指導や食育活動を行い、町民の心身の健康に対する意識向上に努めてまいります。31年度は、昨年度から開始した健診（検診）受診者等のオロちゃんカードのポイントを付与する健康マイレージ事業を推進し、受診率と健康意識の向上に努めてまいります。

また、特定年齢の方を対象に実施しているがん検診等を無料で受診できる体制を継続し、受診率の向上、病気の早期発見、結果に基づく保健指導を行い、医療費の抑制や健康寿命の延伸につなげ、糖尿病性腎症重症化予防にも医療機関と連携して取り組んでまいります。

乳幼児や高齢者の疾病蔓延や重症化の防止策といたしまして、予防接種や健診等の実施体制の確保に努めるとともに、費用負担の軽減や妊婦への費用助成を継続してまいります。

さらには、新たに聴覚障がいの早期発見と早期療育を目的に、新生児を対象とする聴覚スクリーニング検査を受けた保護者に対し、検査費用を助成してまいります。

高齢者福祉の充実では、高齢者の運動習慣や外出機会の確保に努めるものとして、31年度から新たに高齢者向けの運動教室を実施し、運動機能向上に資する取り組みを進めるほか、通院や買い物などの外出機会の創出や閉じこもりの増加抑制などを目的に、高齢者に対しハイヤー乗車券を交付し、高齢者福祉の増進に取り組んでまいります。

また、30年度から始まりました第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画により、

75歳以上の後期高齢人口のピークを迎える平成37年（2025）年度を見据え、段階的に介護サービスの充実・高齢者を支える地域づくりを進めてまいります。町内では慢性的な人材不足が続いておりますことから、引き続き資格取得への助成を実施し、人材の確保・育成を図ってまいります。

デイサービスセンターは、築22年を経過しており浴槽設備の破損やトイレが狭隘でありますことから、これらの補修・改修を行い利用者等の利便性向上を図り、施設の適正な維持管理に努めてまいります。

高齢者の権利擁護体制は段階的に進めており、31年度には成年後見実施機関の委託先である社会福祉協議会において、法人後見の受任体制を整備することとしておりますことから、引き続き連携・支援をいたします。さらには、市民後見人養成講座修了者を対象とした研修等を継続し、知識習得や意欲を維持できる機会を確保するとともに、次代の担い手育成に取り組んでまいります。

さらには、昨年採用いたしました社会福祉士の専門性を生かし相談支援体制の充実に努め、各種事業に取り組んでまいります。

障がい者福祉の充実としては、はばろ障がい者福祉計画に基づき、地域活動支援事業や基幹相談支援事業の実施を柱に、障がい者等の雇用及び自立の促進等、各支援施策の推進に取り組んでまいります。

児童福祉の充実として、将来を担う子供の健やかな成長の実現に向け、子ども・子育て支援制度に基づく施設型給付や放課後児童対策、天売保育施設運営補助などの事業を継続するとともに、保護者の事情に配慮した一時預かり事業など、地域が求める多様な子育てのニーズに対し、引き続き支援を行ってまいります。

保育対象児童の受け入れについては、民間の認定こども園に担っていただいておりますが、待機児童が発生する事態とならないよう配慮するとともに、町内保育士の人材確保と充実を図るため、町内の保育施設で勤務しようとする学生に対し、修学資金の貸し付けを引き続き行ってまいります。

子育て世代が抱える不安の緩和が図れるよう、子育て支援センターで実施しております親子の交流事業や育児相談等を継続し、32年度からの次期子ども・子育て支援事業計画を策定するとともに子育て世帯のニーズに合った各種施策を行ってまいります。

ひとり親家庭福祉の充実として、少子化や若年層の流出対策と定住促進を目的にシングルペアレントを受け入れておりますが、引き続き関係企業等や町民の理解、協力により、労働力の確保や新たなパートナーとの出会いにも期待し、取り組んでまいります。

社会保障の充実として、新たな国民健康保険制度が30年度より施行され、北海道が財政運営の責任主体として中心的な役割を、市町村が資格管理や保険給付、保険税率の決定・賦課・徴収、保健事業などの地域事業を担っており、関連事務の適切な実施に引き続き努めてまいります。

安定的な事業運営を確保するため、レセプト点検の強化による適正な診療報酬支払いの

推進、ジェネリック医薬品の利用普及、特定健診や特定保健指導の受診率向上による健康維持及び疾病予防の対策に引き続き取り組んでまいります。

コミュニティー活動の充実として、関係自治体、各種学校及び事業所との良好な関係性を継続し、それぞれが有する人材や知識をまちづくりに活用すべく、関係者相互による交流の推進に努めてまいります。

国際化の推進として、国際交流協会による韓国素明女子高等学校と北海道羽幌高等学校の継続した交流を支援し、国際的視野の広い人材の育成に努めてまいります。

町民主体の推進として、行政への町民参加や協働によるまちづくりのためには、小まめな情報発信や意見交換が必要と考えておりますことから、広報誌やホームページを中心とした積極的な広報に努めるほか、皆様に意見を広く聞く機会として町政懇談会を開催いたします。

計画的な行財政運営として、公共施設マネジメント計画に基づく、各施設の維持や整備検討を効率的かつ効果的に推進してまいります。

ふるさと納税制度につきましては、地域を応援してくださる方々に対し当町の現状や取り組みを広く理解していただき、より多くの皆さんから寄附を募り、目的に応じた施策の貴重な財源として有効的活用をしてまいります。

広域行政の推進として、これまで、電算共同化やし尿処理、医療対策等必要性などを捉え、事務事業に応じて広域による取り組みを進めており、今後も関係自治体との連携を密にし、事業実施が高い効果を生み出すとされているものについては、積極的に連携事業を推進してまいります。

留萌管内中北部5町村による連携事業として、移住定住対策などを継続するほか、南部3市町と連携し深川留萌道の開通に向けた宣伝及びPRを展開してまいります。

3つ目の安心で魅力的な田舎暮らしができるまちであります。

農業の振興として、農地の規模拡大や集積等へ支援する農業後継者対策事業を初め、経営所得安定対策、日本型直接支払制度、鳥獣被害防止対策事業の推進、用排水施設や圃場の整備などの基盤整備事業による生産性の向上による支援のほか、法人化や災害時における支援など、地域の実態に即した農業振興を推進してまいります。

林業の振興として、町有林につきましては、災害を未然に防ぎ、さらに良質な木材を生産すべく間伐等を行い、適正な維持管理と整備を進めてまいります。

また、民有林につきましても民有林除間伐奨励事業や民有林普及事業等、町独自の助成を行いながら地域森林の振興に努めてまいります。

畜産業の振興として、酪農ヘルパーの活用など、ゆとりある畜産経営に向けた対策を推進してまいります。特に、昨年発生した北海道胆振東部地震を起因としたブラックアウトを教訓に、非常用発電機の購入経費を一部補助いたします。

焼尻めん羊牧場につきましては、指定管理者による運営を見直し、町直営牧場として運営を再スタートいたします。酪農学園大学との連携につきましても、地域間連携協定締結

に向け密接な関係が築けるよう大学側との連携を密にし、実りある事業へとまいりたいと考えており、学生の中から将来の綿羊事業の担い手があらわれてくれることを期待しております。

水産業の振興として、漁業後継者育成の新規就業者対策を初め、漁業被害が深刻化しているトドなどによる刺し網被害に対する支援を引き続き行ってまいります。

また、漁業経営の安定化と限りある水産資源を持続的に供給できるよう、各漁業者及び関係団体とともに水産業の振興に努めてまいります。

天売・焼尻地区におきましては、離島漁業再生支援交付金事業を活用し、漁場生産力の向上や漁業再生に関する実践的な取り組みを推進し、活性化を図ってまいります。

昨年度より行っている外国人技能実習受け入れ支援事業を継続し、漁業の従事者不足の緩和に取り組む漁業者等を支援してまいります。

商工業の振興として、町内事業者の活力増大が必要不可欠でありますことから、商工会や関係機関と連携を密にし、積極的な事業活動に対し各種助成制度による支援を行うなど、地域経済の活性化に取り組んでまいります。

また、町内企業への支援として、企業における従業員の住宅確保のための補助制度の活用を促すなど、引き続き産業の振興を図り雇用環境の維持やさらなる定住促進に努めてまいります。

さらに、東京圏への人口一極集中の是正と地方の担い手不足対策として、国及び北海道と連携し、起業や就業者の創出に取り組んでまいります。

観光の振興として、旅行者のニーズや観光市場を的確に捉え、一人でも多くの観光客が来町し本町の魅力を味わっていただけるよう、観光協会を中心に関係事業所とも広く連携しながら、地域に活力と潤いがもたらされる事業を行ってまいります。

また、本町観光の柱である離島観光を活性化させるため、観光シーズンの6月から8月までの3カ月間に適用される定期船の高速料金の3割引きを継続するとともに、訪日外国人旅行者誘客のための商談会への参加など官民連携による誘客活動を促進し、観光客の増加に伴う観光消費額の拡大を目指してまいります。

観光施設については、はぼろ温泉サンセットプラザを初めとする各施設で必要な整備を行い、利用者の利便性向上を図ってまいります。

勤労者対策の推進として、町独自の助成制度である雇用促進助成制度において、若年者の雇用促進と地元定着を図るため、新卒者を雇用した町内事業主に対する支援の強化を図り、助成制度を周知浸透させることにより、事業者による雇用の範囲を広げ、若年者の流出抑制や定住促進に働きかけてまいります。

また、季節労働者対策につきましては、近隣5町村で組織するオロロン留萌中部・北部長年雇用促進協議会が実施する事業を支援するなど、季節労働者の通年雇用化の促進を図ってまいります。

住環境の整備として、町営住宅は、公営住宅等長寿命化計画に基づき、老朽化した住宅

の効率的な建て替え整備等を進めてまいります。

空き家対策につきましては、所有者等により管理されることを前提とした管理体制を促しながら、空き家等の状態に応じた有効活用や解体を推進し、町内の景観保全等に努めてまいります。

環境衛生の充実として、環境への負荷を軽減する循環型社会を形成するため、ごみの分別収集による資源リサイクルの促進及びごみの減量化に取り組むとともに、関係機関と協力し不法投棄防止対策を継続してまいります。

また、小中高生を初めとする地域住民のボランティアによる清掃活動や美化運動が定着しておりますので、引き続き町民と行政が一体となった清潔で住みよい環境の保持に努めてまいります。

産業廃棄物処理場の埋め立て超過については、新たな最終処分場の整備を継続いたすほか、羽幌浄化センターを活用した広域し尿処理については、関係町村と連携し適切な処理に努めてまいります。

羽幌霊園においては、利用者の利便性が確保されるよう適正な維持管理を行ってまいります。

交通輸送体制の充実として、市町村間を縦貫するバス路線については、構成市町村との連携のもと、効率的な運行が図れるよう、バス事業者への支援に努めてまいります。

離島航路については、離島住民や観光客などの利便性の向上に努めるとともに利用の促進を図ってまいります。

道路網の整備として、町道では、町民生活や産業活動に欠かすことのできない社会基盤として、適切な維持管理に努め、機能向上を図るため改良を行ってまいります。

橋梁につきましては、長寿命化修繕計画により損傷度や路線の重要性を踏まえた計画的な補修を行ってまいります。

また、冬期間の積雪に対しましては、道路状況の確認と適切な除排雪の実施により道路網の安全確保に努めてまいります。

港湾の整備として、羽幌港につきましては、静穏度の向上による安全な港を目指し、利用者の声を可能な限り反映するよう、国及び関係機関との協議を重ねるほか、国直轄事業による整備を継続し、離島との交流拠点としての機能や漁港の役割をあわせ持つ港湾として、施設機能の強化を進めてまいります。

休止港であります天売港、焼尻港につきましても、利用者の安全確保や利便性向上を図るとともに、適切な維持管理に努めてまいります。

上水道の整備として、より安心・安全な水を安定供給するため、施設及び設備機器の維持管理を適切かつ効率的に行いつつ、更新等を計画的に進めてまいります。

また、将来にわたり事業を継続するため、業務の効率化を一層図るなど、経営改善に努めてまいります。

簡易水道の整備として、上水道と同様により安心・安全な水を安定供給するため、施設

の維持管理を適切かつ効率的に行い、設備機器の更新等を計画的に進めるとともに、業務の効率化を一層図るなど経営改善に努めてまいります。

下水道の整備として、水洗化の普及向上を図るため、下水道の接続に対する支援を継続いたします。施設及び設備機器につきましては、維持管理を適切かつ効率的に行うほか、更新等を計画的に進めてまいります。

また、豪雨等により浸水被害を未然に防ぐため、雨水管渠の整備を計画的に進めてまいります。

下水道区域外においては、合併処理浄化槽の設置に対する支援を継続し、環境衛生向上に努めてまいります。

防災体制の充実として、全国各地で自然災害が発生している中、昨年9月には北海道胆振東部地震が発生し、離島を除く北海道全域で停電となるブラックアウトに見舞われたところであります。

このことから、引き続き非常事態に備えた防災対策を講じていく必要があり、避難所等の開設に必要とされる備品や食料備蓄の整備を進めるとともに、防災訓練等を通し、町民の防災に対する意識の高揚を図ってまいります。

また、町内全域へ迅速に防災情報をお知らせするための情報伝達システムの具体的な整備案を固め、防災力の強化を図ってまいります。

国土保全として、福寿川護岸が一部破損しており、流水による河岸侵食が著しいほか、フェリーターミナル利用者やはぼろ温泉からの眺望など観光面において景観上好ましくない状態にありますことから、適切な施設整備に向けた測量設計を行ってまいります。

以上、平成31年度の町政執行に係る基本的な考えと主要な施策を申し上げました。皆様に「住んで良かった」と感じていただけるまちづくりに引き続き邁進するため、必要性や緊急度を勘案しながらさまざまな施策に取り組む必要がありますことから、31年度予算も基金の繰り入れを見込んだ予算編成となっております。

町民の皆様及び議員各位のより一層のご理解とご協力を心から申し上げ、執行方針とさせていただきます。

○議長（熊谷俊幸君） これで町政執行方針を終わります
暫時休憩します。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時20分

○議長（熊谷俊幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎教育行政執行方針

○議長（熊谷俊幸君） 日程第6、教育行政執行方針を行います。

教育長から教育行政執行方針の申し出がありますので、これを許します。

教育長、山口芳徳君。

○教育長（山口芳徳君） 平成31年第2回羽幌町議会定例会の開会に当たり、平成31年度羽幌町教育行政執行方針を申し上げます。

はじめに

技術革新やグローバル化の進展等により、社会の変化を正確に予測することは、ますます難しい状況になっています。

このような社会変化の中で、将来の展望を踏まえ、個人と社会の目指すべき姿として、個人においては、「自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材の育成」、社会においては、「一人一人が活躍し、豊かで安心して暮らせる社会の実現」が求められています。

こうした個人と社会の目指すべき姿を実現するため、教育の役割として、「自立」「協働」「創造」の3つの方向性を実現するための生涯学習社会の構築を継続して進める必要があります。

児童及び生徒においては、これまでの実践や蓄積を生かした取り組みにより、学力の底上げ、学習時間、学習状況において一定の改善が見られる状況となっておりますが、一方で、学習したことを活用して、生活や社会の中で出会う課題の解決に生かしていくという面、読解力の低下、また、自然の中で豊かな体験をしたり、文化芸術を体験する機会が限られている状況から、体験活動の機会の確保などが課題として挙げられています。

このような状況の中、学校教育では、これまで学んできた「生きる力」や、その中で重視されてきた「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の現代的な意義を改めて捉え直し、夢と志を持って可能性に挑戦するために必要な力を確実に育てていくことが重要となります。

また、近年は、学校に求められる役割が増大し、教員に係る負担の増大による勤務時間の超過等が課題となっています。

教員の負担の増加に対しては、「学校における働き方改革『北海道アクションプラン』」に基づき作成しました「羽幌町立学校における働き方改革の実施計画」により、取り組みを進める必要があります。

社会教育では、生涯にわたり必要な知識や技能、技術を学び、活用し、知的・人的ネットワークを構築し、人生の可能性を広げて新たなステージで活躍するというサイクルを実現し、人生を豊かに生きられる環境を整備することが不可欠であり、全ての住民が地域社会の構成員として社会参加できる環境づくり、社会の変化に対応した学習機会の提供が重要となっています。

羽幌町教育委員会といたしましては、学校教育と社会教育が連携を図り、社会の変化に対応した教育行政の推進に取り組んでまいります。

以下、学校教育及び社会教育の主な施策について申し上げます。

最初に、学校教育について申し上げます。

教育を推進するための条件整備についてであります。

各学校においては、学力・体力の向上に向け、個別指導・習熟度別指導、新体力テストの実施など、さまざまな取り組みを積極的に進めており、ソフト及びハードの両面から学校現場に視点を置いた条件整備に努めます。

主な事業といたしましては、情報通信機器の整備、学校図書の整備及び活用の推進、義務教材・理科教材の整備、英語指導助手の配置、教育支援員の配置、特別支援教育の支援、スクールバスの運行、長期休業時の学習支援、体力向上・総合学習の支援などを実施してまいります。

次に、教育環境の整備についてであります。

学校施設は、子供たちの学習と生活の場であると同時に、地域住民の学習の場としても活用されています。

各学校の施設及び設備、教職員住宅につきましては、緊急度を勘案しながら計画的な整備・改修を進めます。

主な事業といたしましては、羽幌中学校トイレ改修工事、焼尻地区教職員住宅改修工事、天売複合化施設基本設計などを実施してまいります。

次に、地域とともにある学校づくりについてであります。

子供たちを健やかに育むためには、学校、家庭、地域、行政、それぞれが連携することが重要であり、学校の教育活動や学校運営の状況を積極的に保護者、地域住民等へ情報提供するとともに、地域と一体となって子供たちを育む「地域とともにある学校」を目指し、取り組みを進めます。

主な事業といたしましては、コミュニティ・スクールの運営支援などを実施してまいります。

次に、教育の質を高められる環境づくりについてであります。

学校が、教育機能を十分に発揮するためには、管理職を含む教職員が「チーム学校」として組織的な連携のもと、常に資質・能力の研さんに努め、みずからの役割を的確に果たすことが重要です。このため、求められている専門職としての知識や能力の向上を図るための研修機会を提供するとともに、学校や教職員の多岐にわたる業務を改善し、授業や授業準備など、本来の業務に集中できる環境を構築するため、「学校における働き方改革『北海道アクションプラン』」に基づき、北海道教育委員会及び学校、関係機関と連携し、取り組みを進めてまいります。

次に、心身ともに健全な人間性と社会性を育む環境づくりについてであります。

児童・生徒が心身ともに健全な人間性と社会性を育むためには、規則正しい生活習慣の育成と問題行動を未然に防止することが重要です。

生活習慣の育成については、児童・生徒の生活リズムの向上に向け、「早寝・早起き・朝ごはん」運動を継続し、朝食をとらずに登校することなどが無いよう、家庭や学校、地

域と連携し、運動の継続を進めます。

また、児童・生徒の問題行動については、いじめ、不登校とあわせて、インターネットによるトラブルが複雑化の傾向にあり、適切な対応が求められています。

児童・生徒の小さな変化を見逃すことなく、学校、家庭、地域、行政が連携し、情報の共有化を図り、問題解決に向けた指導及び支援体制の整備に努めてまいります。

次に、高等学校教育の振興と幼児教育の推進についてであります。

天売高等学校は、進学、就職に備えた修学形態のもと、きめ細やかな教育に加え、水産資源を活用した製造実習、年度ごとにテーマを掲げた研究など、地域と連携した特色のある教育を実践しています。

今後も、教育環境の充実を図り、計画的な管理を進めるとともに、課題となっております入学者の確保に向け、学校、地域、行政が一体となり、取り組みを進めます。

羽幌高校は、生徒の多様な進路に適合した教育課程を編成し、日ごろから地域の期待に応える学校づくりが推進されています。今後も、同校の進める魅力ある学校づくりに対して、資格取得、部活動、学力向上、進路対策、通学費、入学支度への支援を実施し、地元高校への志向が高まるよう努めます。

幼稚園教育については、私立幼稚園・認定こども園とも、それぞれ特色を生かした教育活動が推進されており、教育活動の支援に努めてまいります。

主な事業といたしましては、天売高等学校生徒募集事業、天売高等学校学生寮運営事業、羽幌高等学校教育振興会補助事業などを実施してまいります。

次に、学校給食の充実についてであります。

学校給食は、可能な範囲で地元食材を取り入れ、児童・生徒の健全な成長に必要な栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、日常生活における正しい食事のあり方や望ましい食習慣の形成、食に対する感謝の心など、多くの要素が含まれていることから、食育の教育として指導に努めます。

また、施設運営につきましては、離島地区も含め衛生面や調理場内の環境改善を初め、計画的に施設や調理機器の整備や更新を進め、安全安心な学校給食の提供に努めます。

主な事業といたしましては、施設及び設備整備事業といたしまして、炊飯システム及び給水管更新工事などを実施してまいります。

2つ目としまして、社会教育について申し上げます。

幼児・青少年教育についてであります。

一人でも多くの子供たちが健やかに成長するためには、地域全体で子供を育てていくことが重要となります。

このため、各関係機関と連携を密にし、子供たちのさまざまな体験活動やスポーツ・文化活動への関心を助長し、向上心や主体性を培う活動を支援します。

また、子ども自然教室などの事業を通して、身近な地域の現状を知る機会をつくり、ふるさとを愛する心を育む活動を促進します。

主な事業といたしましては、子ども自然教室、ほっとクラブ、子ども英会話教室、優良青少年顕彰、中高生講演事業、子どもパトロール隊、子ども110番の家、姉妹都市文化スポーツ交流などを実施してまいります。

次に、成人教育についてであります。

日々の生活の中に「うるおい」や「喜び」の提供や、「人生の生きがい」を見出す一助となるよう、「成人講座」の開設など、今後も多くの学習機会の提供や自主的なサークル活動への支援を行います。

また、60歳以上の方を対象とした「いちい大学」においては、健康で明るい生活を築く学びの機会を提供するとともに、生きがいつくりと社会参加の促進を図ります。

主な事業といたしましては、いちい大学、成人講座、成人式、天売高等学校開放講座事業、羽幌高等学校PTA地域探訪・教養講座補助事業などを実施してまいります。

次に、家庭教育についてであります。

全ての教育の原点である家庭教育は、基本的な生活習慣や、他人に対する思いやり、社会的なルール、学習に対する意欲や態度など基礎を培う重要な役割を担っています。

家庭の教育力向上には、その中心となる親が子供の教育を行うための知識・技能と態度について学ぶことが必要であり、また、親と子供の成長を社会全体で支えることが必要です。そのため学習機会や情報の提供を、これまでと同様に行ってまいります。

主な事業といたしましては、羽幌町青少年問題協議会、羽幌町子ども会育成連絡協議会補助事業、羽幌町PTA連合会補助事業などを実施してまいります。

次に、健康づくり、スポーツ活動についてであります。

スポーツは、体力向上や生活習慣病の予防など心身ともに健康で充実した生活を送るためには欠かせないものです。

今後も誰もが気軽にスポーツ活動に親しみ、参加できる環境の充実を図ります。

また、子供から高齢者までを対象にこれまで実施してまいりました「コーディネーショントレーニング」を取り入れた運動を、今年度から離島地区も含め羽幌町体育協会と連携を密にし、活動を推進します。

施設面では、懸案事項でありました武道館の建て替えについて、今年度中に完成予定であることから、必要な備品の整備やオープン事業の準備を進めます。

主な事業としましては、武道館建て替え事業、総合体育館指定管理事業、スポーツ教室としましてコーディネーショントレーニング、水泳、学校プール開放、マラソン大会事業、町民スキー場びゅうまつり、おろろんウィンターフェスティバルなどを実施してまいります。

次に、文化活動についてであります。

芸術文化は、人々に感動や生きる喜びをもたらすとともに、心豊かな活力ある社会形成にとって極めて重要な意義があります。

このため、文化・芸術活動を広く奨励し、羽幌町文化協会への支援を行うほか、町民芸

術祭や文化公演事業などを開催し、文化活動の場や鑑賞、発表の機会を引き続き提供していきます。

主な事業といたしましては、文化事業実行委員会補助事業、のびのび子育て公演、少年少女芸術鑑賞事業、離島地区芸術劇場、中野北溟記念室管理、町民芸術祭実行委員会補助事業、芸術鑑賞バスツアー、羽幌町郷土芸能団体保存育成補助事業などを実施してまいります。

次に、読書活動についてであります。

ここ数年、「読書離れ」が指摘されていますが、幼いころからの読み聞かせ等の体験は、子供の成長の中で少しずつ身についていくものであり、豊かな感性、人間性を育てていくためにも一貫した読書活動の取り組みが重要であると考えています。

ブックスタート事業による子育て支援に始まり、毎月のおはなし会、小学1年生を対象としたセカンドブックプレゼント事業、各学校への司書派遣による学校図書館の環境整備や図書の実質、ブックフェスティバルの開催など、年齢に対応した事業を展開し、読書活動の推進に努めます。

また、生涯を通じた学習の場として、図書室の資料を活用した講座等を開催し、赤ちゃんからお年寄りまで、利用者に寄り添い地域に根差した、身近で利用しやすい公民館図書室の実質を図ります。

主な事業といたしましては、ブックスタート事業、おはなし会補助事業、学校図書館ブックフェスティバル事業、セカンドブック事業、学校図書館連携事業、読書感想文コンクール事業、図書室講座事業などを実施してまいります。

以上、「第6次羽幌町総合振興計画」及び「羽幌町教育大綱」を踏まえ、平成31年度の羽幌町教育行政執行方針を申し上げます。その執行に当たりましては、学校教育、社会教育、各関係機関、団体等と密接な連携を図りながら、本町教育の振興発展に努めてまいります。

議員各位を初め町民皆様のご理解とご協力を心からお願いを申し上げます。

○議長（熊谷俊幸君） これで教育行政執行方針を終わります。

◎一般質問

○議長（熊谷俊幸君） 日程第7、一般質問を行います。

発言は通告順に許します。

順序は次のとおりであります。5番、小寺光一君、2番、金木直文君、以上2名であります。

最初に、5番、小寺光一君。

○5番（小寺光一君） 町行政について、次の2件について質問します。

1件目、町・議会が行う町民への情報発信について。駒井町長が平成31年度の町政執行方針で語られたように、さまざまな事業や施策等は行政だけで行うのではなく、町民と

ともに行っていくことが大切だと私も同じく考えます。町長が掲げられている町民主体の推進は行政への町民参加や協働によるまちづくりでもあり、そのためには積極的な広報や町民の意見を聞く機会を持つ、町長の姿勢には私も共感するところであります。

議会でも平成29年3月から議会・行政改革特別委員会を設置し、先進地視察、議員研修会を行い、条例や規則の修正等今できることを着実に行ってきました。一昨年より実施している議会と町民との意見交換会では、議会の情報の提供以外にも町民・団体からさまざまなご意見や現状を聞く機会となり、議員・議会活動でも生かすことができるものでありました。議会広報では、町民の皆さんの声を掲載するなど、内容の充実を図るとともに、我が町の課題やその解決に向けた取り組みを少なからず伝えられたと思っております。12月からは一般質問の音声配信を開始したところではありますが、今後は音声のみならず映像での配信を行うことで、町民に議会だけではなく、町長を初め行政の考えや現状を伝える大きな手段となると考えており、全議員が最も優先的に取り組むべき議会改革の一つとしています。

町民も直接議会を傍聴する機会も少なく、夜間や休日議会を開催するよりも自宅で視聴することのできるインターネット配信は総合的な費用対効果を考えても有効な手段であり、それを望む町民の声も聞かれます。

今後、いかに情報発信を進め、町民と問題や課題の共通認識を得るため、また町長の掲げる町民主体の推進を進めるために、次の点について質問します。

1点目、議会のインターネット配信は、町民が議会や町長・行政の姿勢や方向性、また現状の問題点や取り組むべき課題解決などを知る機会として有効であると考えているが、必要な費用について新年度の予算化はかないませんでした。

議会のインターネット中継については、町長の理解が得られる方法により実現を目指していきたいと考えるが、町長の見解は。

2点目、町長の考えや日ごろの公務について、町民にもっと積極的に発信すべきと考えます。そのことで行政に対する理解も深まり、町民参加も推進されると考えます。町ホームページ内で町長の考えを定期的に更新・発信することや公務スケジュールの掲載をはいかがでしょうか。

2点目、高齢者福祉ハイヤー助成事業について。昨年11月の町長選において、駒井町長が公約に掲げられていた高齢者福祉の充実のための事業が来年度の予算案に高齢者ハイヤー助成事業として594万3,000円で計上されています。

高齢者の通院や買い物などの外出機会の創出や閉じこもりの増加抑制などを目的にも高齢者ハイヤー助成事業が行われると執行方針で説明がありました。高齢者への福祉の充実や対策は今後も必要とされていることは十分理解するところであります。この事業がほかのさまざまな事業に波及し、その効果が最大限に生かされるものにしてほしいと考えます。

しかし今回の新規事業について、目的などは執行方針で町長から説明はされましたが、具体的な内容、予算、事業効果や長期的な展望などについては、町民や議会へ直接説明さ

れる機会がありませんでした。

高齢者の福祉充実で効果を上げるためにも、よりよい事業にするためにも町民や議会の意見を踏まえた事業として努力する必要があると考えます。

町民や議会への正しい情報の提供と丁寧な説明を行い、今後十分な協議、場合によっては修正なども行っていかなくてはならないと思われま。

そこで、次の点について質問します。

1点目、高齢者ハイヤー助成事業を計画された際の本町の高齢者の現状と認識、計画策定の経緯は。

2点目、対象者や具体的な内容、予算根拠、条例化などはどのようになっているのか。

3点目、よりよい事業にするためには、もっと協議を重ねることも必要だと考えるが、町民や議会の意見を聞く機会を設けるべきと考えるがどうか。

4点目、この事業が今後財政に負担をかけ、次世代に残すことがないのか。

5点目、この事業の効果をどのように考えているのか。他の事業と連携することでより効果を上げることも考えられるがどう検討されたのか。

以上です。

○議長（熊谷俊幸君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 小寺議員のご質問1件目、町・議会が行う町民への情報発信についてお答えいたします。

1点目のインターネット中継に対する考え方についてであります。議会や行政の考え方・方向性について、町民に対し情報発信を行うことは大変重要であると認識しており、議会のインターネット配信について、議会・行政改革特別委員会において決定したことも承知しております。

現在、町民に対する議会や行政の情報発信の手段といたしましては、議会広報誌や町広報誌、また、町ホームページなどの媒体がございますが、複数の媒体を活用して情報発信を続けていくには、それぞれの今後の役割なども分析し、町民が議会や町政についてより関心を持てるよう効果的かつ効率的な手法を検討する必要があると考えております。

インターネット配信を含め、今後の情報発信全般について、議会と行政とで協議や検討を重ね、相互理解のもと、よりよい情報発信を目指してまいりたいと考えております。

2点目の町ホームページでの情報発信についてであります。私の思いや考えについては、議会を初め各種会合に出席させていただいた際に、お伝えしておりますが、より多くの方にご理解をいただくためにも、公務スケジュールとあわせて町ホームページに掲載をまいりたいと考えております。なお、スケジュールについては、準備が整い次第、行いますが、思いや考えについては、定期的な掲載となりますと公務の都合などで滞りことも考えられますことから、手法などを検討し、できる限り早い時期に早期に実施してまいりたいと考えております。

次にご質問2件目、高齢者福祉ハイヤー助成事業についてお答えいたします。

1点目の高齢者の現状と認識、計画策定の経緯についてであります。本町の高齢化率は、平成31年1月末現在で42.14%、公表されております全道、全国平均をともに上回っており、年々増加傾向にあると認識しております。

外出機会の創出に係る支援については、平成29年4月より老人クラブの例会等の移動手段として福祉バスの運行を拡大してきたところでありますが、羽幌町老人クラブ連合会より、さらなる拡充の要望があったほか、高齢者の買い物や通院、各団体の例会等への参加など、外出機会創出のための手段確保が必要であったことから、町長選挙において公約の一つとして挙げたものです。

まず、高齢者の足の確保を優先との思いから、町内の事業者と現状で早期に実施できる内容の協議を行い、4月より実施することとして準備を進めております。

2点目の具体的な内容等についてであります。本町の福祉施策の一つとして実施しております重度身体障がい者に対するハイヤー助成事業の対象者を拡充する形で考えており、実施要綱を改正する予定であります。具体的な内容といたしましては、特別養護老人ホームの入所者を除く町内在住者のうち、事業年度末までに満80歳以上になる方を対象にハイヤー乗車券を年間12枚交付し、乗車券1枚につき初乗り運賃相当額を助成するもので、予算としては対象者総数の70%の利用率を想定しております。

3点目の意見を聞く機会についてであります。事業の利用実績や利用者のニーズなどを把握しながら事業を見直していく考えであり、利用状況については議会にも説明してまいりたいと考えております。

4点目の今後の財政への負担についてであります。この事業は、住民に身近な生活交通の確保を図るための事業として過疎対策事業債を財源として実施してまいりたいと考えております。また、後年度以降も予算が伴う事業でありますことから、助成範囲などは今後利用実績を見ながら検討することとしておりますが、今後も次世代への負担が増加しないよう、財源確保に努めてまいります。

5点目の事業の効果についてであります。通院や買い物、各種団体の会合など、高齢者が気軽に外出できる環境づくりが大切であると考えております。ハイヤー料金の一部を助成することで外出機会の創出や閉じこもりの増加抑制につながるほか、健康増進や医療費抑制などの効果も期待しております。まずは、この制度を多くの方に利用していただけるよう普及啓発に努め、利用状況などを見きわめた上で他の事業との連携についても検討してまいりたいと考えております。

以上、小寺議員への答弁とさせていただきます。

○議長（熊谷俊幸君） 昼食のため暫時休憩いたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時00分

○議長（熊谷俊幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を行います。

これより質問、答弁の時間は45分以内となります。

5番、小寺光一君。

○5番（小寺光一君） それでは、午前中の一般質問から再質問のほうに移りたいと思います。

今回は2件について、どちらも今町民の方がとても興味深い、どんな政策を町長が、議会も含めて行っていくのだろうかということで注目している内容だと思いますので、今回一般質問しました。

今回回答については1回目のやりとりですけれども、丁寧に答えていただいて、物によってはとても前向きな答弁をいただいたと感じております。それを踏まえまして、より政策的に町民にとってどんなことがいいのかということで話していきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

まず、町、議会が行う町民への情報発信ということで、質問のところにもありましたけれども、議会としても全議員が議会のインターネット配信は本当に今取り組むべきことで、本当に重要だということで町長にも要望しました。今回残念ながら当初予算には盛り込まれませんでしたけれども、そのインターネット配信について、まず町長が現在それについてどういうふうを考えているのかということをお伺ひしたいのですが、よろしくお願ひします。

○議長（熊谷俊幸君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） ご要望をいただきましたインターネット配信についてですが、どのように考えるかという、私は予算の面では議会を開催するには特に必要とする必要性について感じておらないということでご回答を申し上げたわけでございます。

○議長（熊谷俊幸君） 5番、小寺光一君。

○5番（小寺光一君） 答弁の中では、インターネット配信を含めて議会と行政と協議、検討を重ねて相互理解のもと、よりよい情報発信を目指していきたいと。だから、今の答弁だと必要ないということなので、またちょっとニュアンスが変わってくると思うのですけれども、私は何か必要性は感じているのですけれども、現時点で金額なのか内容なのか、何かひっかかるものがあって予算づけされなかったのではないかなという認識だったので。ただ、今のでいうと議会には必要がないという答弁でしたので、そこはちょっと整理してもう一度議会に必要ないというふうな答弁ですと1回目の答弁とちょっと変わってくると思うので、その辺整理してもう一度お願ひいたします。

○議長（熊谷俊幸君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 内容についてですが、それについては私は余りよく承知しておりません。これからということで答弁になるかと思います。

○議長（熊谷俊幸君） 5番、小寺光一君。

○5番（小寺光一君） 内容について十分理解されていないということだったのですが、議会としても年前に書類をそろえて町長のほうに要望に行った際に、十分ではなかったかもしれないけれども、説明はしましたし、その後担当課、議会事務局が説明に伺ったと聞いているのですけれども、内容も把握しないまま必要ないというふうな予算の仕分けをなされたということですか。本当にインターネット中継の内容については理解、今はされていないということでしょうか。

○議長（熊谷俊幸君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） ですから、先ほども申しましたように、必要性という点では開会、議会を開くためには必要とする道具といえますか、そういうものではないというふうに判断しておりましたということです。

○議長（熊谷俊幸君） 5番、小寺光一君。

○5番（小寺光一君） インターネット中継に関しては、議会開会のために必要なものではなくて、あくまでもここで述べたように情報を発信するために必要なことで、答弁の中でもそれは十分理解されていると思ったのです。それは大事なことで、町長の執行方針も触れていますけれども、町民にやはり情報を提供する方法はたくさんあったほうがいいということも述べていらっしゃると思いますよね。それ議会の開会には今必要ないというか、そのためのインターネット配信ではないと議員一同はそう思っているのです。この議場で今必要なことではなくて、後日町民の方が必要なものであって、その辺はいかがでしょうか。

○議長（熊谷俊幸君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時06分

再開 午後 1時06分

○議長（熊谷俊幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） これから情報を発信するという点については、必要性は感じております。やり方については、どういうふうにしていくかということについては、これから議会とも相談を申し上げたいということで回答を申し上げておりましたので、訂正させていただきます。

○議長（熊谷俊幸君） 5番、小寺光一君。

○5番（小寺光一君） 自分もこの最初の答弁をいただいたときに町長も十分町民に発信するということが重要だと認識されていて、議会・行政改革特別委員会での取り組みもご理解いただいているというふうに私は思っていました。そして、1問目の答弁の最後に議会と行政で協議や検討を重ねて相互理解のもとよりよい情報発信を目指したいと、それがとても重要なことで、議会が一方的に必要なですよとか、先ほどこちょっと町長が必要ないですよとか、そういうのではなくて、重要性はお互い認識しているわけですから、どうした

ら一番いい方法で情報発信ができるのかなという話し合いが必要ですよということで町長答弁いただいたのです。具体的に私もこの4年間含めて、そういう相互理解のための協議や検討というのが余りなかったかのように思えるのです。今後そういう場所が重要だと私も思っています。町長もそう答えられていると思うのですけれども、そのためにも議会全体としては議会の広報広聴常任委員会と、あくまでも町民の声を聞く議会での出来事を伝えると、そういうようなこともその常任委員会が担って、行政側と相互理解を深めるために話し合うのがいいのではないかなというふうなことで常任委員会化も要求したわけですよ。それは、情報発信を常時行うための一つの機関として、議会としてそういうふうを考えて捉えてこれも要請しました。ただ、それに対する予算についても今回予算づけがされなかったのですけれども、その辺も含めて常任委員会化、この情報発信するための委員会なのですから、そこが行政側としっかりとやりとりをする場なのではないかなというふうに私は考えていたのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（熊谷俊幸君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時10分

再開 午後 1時13分

○議長（熊谷俊幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 議会側の総意によって広報広聴委員会を設置したいと、常任委員会化をしたいということでございましたので、私はその時点については、そのことにつきましては議会側のご判断でされるべきと、それに関して意見を挟むものはないというふうにご答弁申し上げておまして、それができた時点については今後広報活動というものについて、町としてもどういうふうに取り組んでいくのがいいのか、そここのところはお話を伺って町との取り組みとしても整理して進めていただくことがいいかなというふうには考えております。

○議長（熊谷俊幸君） 5番、小寺光一君。

○5番（小寺光一君） 私も具体的に町長からその理由を聞いていなかったのですが、もちろん議会で決められる権利、常任委員会化するというのは議会ができる地方自治法の119条できっと定められていると思うのですけれども、議会自分たちで常任委員会を設置することができる。ただ、町長もご存じのとおり予算化がされない場合は行政側の事業もそうですけれども、それが提出することができないということも町長自身ご存じの上で今回予算化していないということだと思ってしまうのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（熊谷俊幸君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 予算化されていないものは条例化できないということは、説明を

受けて知っております。

○議長（熊谷俊幸君） 5番、小寺光一君。

○5番（小寺光一君） それでは、議会でやりなさい、ただ予算はつけませんよということであれば、それがよくわからないのです。町長自身認めていないので、予算づけされていない、ほかの事業もそうですよね。予算づけしないということはこの事業をしないということですから、その辺もう一度詳しく教えていただけますか。

○議長（熊谷俊幸君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 条例化に向けての予算をつけなかったことに関しましては、議長と副議長来られたときにお話ししたように、今回の選挙で財政の健全化ということで予算を縮小しております関係上、議会にもふやせないというふうにお話ししたと思っておりますけれども。

○議長（熊谷俊幸君） 5番、小寺光一君。

○5番（小寺光一君） それは、自分としては本当に16万1,000円の予算がこの町長が掲げる財政健全化と、あと議会、行政が町民に対して行うサービスというか、その重さから考えると自分はしっかりとつけた上で町民への情報発信を充実させることが重要なのではないかなというふうに私は思います。

そして、議会に対してそれをつけないという判断をしたということは先ほど言った地方自治法にももしかしたら接触するのではないかなというふう感じております。ただ、先ほども言ったとおり、町長は今後議会とも十分な協議、検討を重ねるということでしたので、自分は近い将来ネット配信についても実現できるのではないかなというふうに思っています。ネット配信については、基本的には町長も前向きな取り組みだということで私は理解しているのですけれども、そこだけ最後確認させてください。インターネット中継について行政側も予算は今回つきませんでしたけれども、前向きな姿勢であるということによろしいでしょうか。

○議長（熊谷俊幸君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 私が感じていることは、ラジオ、テレビ、そういった状況の中で今インターネットの時代ということで、経過としては必要性は感じているということでございます。

○議長（熊谷俊幸君） 5番、小寺光一君。

○5番（小寺光一君） ぜひ議会と今後協議を重ねて、それが常任委員会なのか、議会全体なのか、ほかの委員会なのか、それはちょっとわかりませんが、ぜひ十分な協議の機会をつくって話し合っていけたらなというふうに思っています。

2つ目ですが、これはとても前向きな答弁がありました。スケジュールに関しては早急にとということと、あと町長の思いですとか考え方については公務の都合もあるので、それが整い次第ということで、私もホームページ結構見ますけれども、一番最初のトップページの町長の答弁というか、一番最初のようにこそ羽幌町のホームページへというのが本当に

変わってなくて、何回見ても同じで、それよりはもし毎回見る人が、季節ごとでもいいですよ。春夏秋冬季節ごとに何か町長が発信したいことがあれば、違うページをつくってそこで書いていただいてもいいですし、そういうのでまた町のホームページを見る町民なり町外の人がそういうのを見てまた羽幌町を知ってもらい、また町長の思いを知ってもらい機会になっていただけたらなというふうに思っています。

また、公務のスケジュールについては、かなりほかの市町村でも公表しております。管内でいうと留萌市の市長も市長の部屋ということで、市長の動静ということで週ごとの予定や会議名、出張先などを掲載していますし、私が調べてとてもびっくりしたところは、千葉県千葉市のようにこそ市長室へということで、市長のメッセージがここは月1回ごとに市長が発信しています。また、行動予定や行動記録とっていつ、どんな会議に参加しているのか、誰と会ったのか、それが週ごとには変わってではなくて過去にさかのぼっても見られるようになっていきます。もし今後公務のスケジュールを載せる際には、消してしまうのではなくてその時点から積み上げていってもらって、過去の公務のスケジュールもぜひ残していただきたいなというふうに思っています。それは、きっと町民が町長の本当に多忙な公務のスケジュールを知ることによって町長の大変さですとか、表には見えない役場の皆さんの動きがわかることで、より行政の内容を理解してもらえることなのではないかなと思っています。これに関しては、本当に準備が整い次第進めていっていただきたいというふうに思っています。

続いて、高齢者福祉ハイヤー助成についてお伺いします。

こちらの事業ももちろん選挙戦でも当選した後も町民の皆さん、特に高齢者の方々はどういう内容になっているのかとても気になっている点でした。ただ、質問の中にもありましたけれども、この期間町民、もちろん議会へも直接説明する機会がなかったと思います。町長が当選されて、この3月まで自分は今回の質問の内容を含めて常任委員会なり議員説明会なり、そういう形で内容について説明すべきだったのではないかなというふうに思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（熊谷俊幸君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 事前にご説明が不足ということであればしていなかったようでございますので、おわびを申し上げたいと思います。

○議長（熊谷俊幸君） 5番、小寺光一君。

○5番（小寺光一君） 不足ではなくて全くないので、私も新聞報道で初めて内容や助成の対象がわかったぐらいなのです。今年の2月に行われた住民と議会の意見交換会の中でもその質問が出ました。ただ、議会としては常任委員会がその後あったのですけれども、常任委員会での説明もないことから、4月1日では始まらないのではないかなという答弁をしたほどです。

特にこれは新規の事業ですので、従来というか私が思うには事前に議会へ説明なり協議の機会があって、いろんな意見をもらって一つの形をつくっていくのではないかなという

ふうに思っていたのですけれども、予算書で先ほど言った594万3,000円と、そして町長の先ほどの執行方針で触れられるだけで具体的な内容が本当に議会にも伝わりませんし、議会に伝わらないということは町民にも伝わってきていないということだと思うのです。その辺事前に説明しなかったもし理由があれば、不足ではなくてしていないという事実があるので、しなかった理由は何でしょうか、する必要がなかったのでしょうか。

○議長（熊谷俊幸君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 全くしていなかったということで大変おわびを申し上げます。失念しておりましたので、必要ないと思っていたわけではございませんので。

○議長（熊谷俊幸君） 5番、小寺光一君。

○5番（小寺光一君） 必要なかったわけではないけれども、実質していなかったのですよね。例えばこれはきっと私の想像では、昨年11月ごろに予算の締め切りがありますよね。その時点ですべて出てきているはずなのです。そして、予算書にのるということは1月、2月の12月からの予算査定でこれをやろうというふうに決まって予算書にのったと、こういう手順が踏んであると思うのです。それで、その間に委員会もありましたし、開く可能性は大いにあったと。ただ、開かなかった事実はあります。町長なり担当で必要ないという判断をしたのか、それとも本当はする必要があったのだけれども、忘れたのか、その辺はいかがでしょうか。

○議長（熊谷俊幸君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） そういう指示を出すのを忘れていましたので、そういうことでございます。

○議長（熊谷俊幸君） 5番、小寺光一君。

○5番（小寺光一君） 担当課でも町長から指示がないと議会には説明しないような今の庁舎内のルールになっているのでしょうか。例えば課から議会に説明したほうがいいという話はなく、町長がしなさいという指示があればすると、そういう今はシステムなのでしょうか、いかがでしょうか。

○議長（熊谷俊幸君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 今回のことについては全く失念しておりましたので、おわびを申し上げます。

○議長（熊谷俊幸君） 5番、小寺光一君。

○5番（小寺光一君） それでは、この事業についてはいつ議会に説明しようと思っていましてしたのですか。

○議長（熊谷俊幸君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 予算にのるもので、予算委員会にかかりますので、そのときに十二分にご説明できればというふうに思っておりました。

○議長（熊谷俊幸君） 5番、小寺光一君。

○5番（小寺光一君） 予算の前に特に新規事業ですし、町長の公約でもありますし、町

民の方がとても気にしているものですよね。それは、きっと町長の支援者の方も皆さん期待しているところと聞いていたと思うのです。それを内容を個人的には伝えたのかどうかはわかりませんが、先ほど議員説明会のときにも町民に伝えるすべとしては議会の行政報告ですとか、それを通して住民に伝えたいと。それは、議員を通して各一人でも多くの町民に伝えるということだと思っております。それを失念という言葉で済ませていいのでしょうか。本当に新規事業ですよ。それを3月の予算委員会で十分に、その前にすることとか、よりよいものにするための話し合いだと思っておりますけれども、失念で済ませていいことなのかちょっと私は理解には苦しむのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（熊谷俊幸君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 失念で許していいかと言われますと、私はそういうふうには思っておりませんが、結果としてそういうふうになってしまったので、改めて議会からそういうふうに使われますとおっしゃるとおりでございますので、失念したということでございますので、今後気をつけたいと思います。

○議長（熊谷俊幸君） 5番、小寺光一君。

○5番（小寺光一君） 自分はこの事業が反対とか、そういうことではなくて町民にとって、高齢者の方にとってよりよいものにしたいと思って今質問に立っているわけです。そのためには、やはり早目に情報をいただいて、そしてみんなで考えて一人でも、町長の言葉をおかりするとすれば公平で公正で信頼の高い、そういうものにしたいわけですよね。ただ、情報がない中でそれを行政側だけでつくって行って、本当にいいものができるのかとても不安です。ほかの事業に関しては、今回は余りなかったのですけれども、事前に議会側と委員会を通じてなりいろんな意見をもらって修正したりだとか、あるときは修正しないで上げることもありましたけれども、なぜ今回に関して議会は町民の代表ですから、そういう声を聞かずに新規予算として上げてしまったのかなというのがとても残念で仕方がないのです。あさって予算委員会がありますけれども、それまでにいろんな意見がもし出たとしても、例えば修正はできませんよね。予算内であればできるのかもしれないけれども、そういう議会の声を受け入れる用意とか、そういうのはございますか。

○議長（熊谷俊幸君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） それにつきましては、答弁書の中でも申し上げましたとおり、実施してその結果についてはこれからどんどん議会ともご相談申し上げて直すところは直していきたいと思っておりますし、高齢者の要望についてもこういうものがありましたということはお知らせしたいと思っておりますので、今後の経過次第では幾らでも議会とはご相談申し上げていきたいというふうには考えております。

○議長（熊谷俊幸君） 5番、小寺光一君。

○5番（小寺光一君） 先ほども言いましたけれども、これは新規の事業であって、進めたら例えば検討するにしても修正する、例えば来年度予算で修正がききますか。来年の3月のときに新たなものにするこことってできますか。自分はできないと思っております。

れども、町長はそれは可能だと思いますか。

○議長（熊谷俊幸君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 現時点では要望は何か、どういう形になっていくのかわかりませんので、私は来年にできるかどうかと言われてもその内容については承知できませんので、わかりませんとしか。

○議長（熊谷俊幸君） 5番、小寺光一君。

○5番（小寺光一君） 自分はできない理由に、今年の11月ごろにはまた来年度の新規の予算の提出があるわけです。ただ、事業は11月に終わるものではなくて来年3月まで、特にハイヤー事業に関しては冬の時期に多く利用されると思うのです。そうすると、3月まで1年間やってみてそれから考えます。そうすると、本当にいいものが早く町民の方に提供できないのではないかという懸念があります。それだったら、スタートする前に十分な議論や町長が今想像できていないことがもしかしたら各委員で、先ほど言いましたけれども、意見交換会でもその話が出ました。そういう話を受けとめて、ある程度100%のものではないけれども、みんなが納得できるようなものをつくって、そして1年後、2年後に修正をかけていくというほうが本当に町民のためを思っているのだとしたらそちらのほうがいいと思うのですけれども、まず始めてみなくては、とてもよくわかりますけれども、でも本当に町民のことを思っているのだとしたら、町民のために公平で公正で信頼の高いものを100%まで行かなくてもなるべく高い住民の要望を受け取るのであれば、事前にしっかりと要望なり議会の声を聞くというのが大事だと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（熊谷俊幸君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） この事業につきましては、29年ですか、老人クラブの総会等で要望を受けて、その後たびたび要請を受けた事業でございましたので、今回は議会に相談することをしなかったのは大変申しわけなく思っておりますが、そういった形もございましたので、急遽新年度予算にのせたということでございますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（熊谷俊幸君） 5番、小寺光一君。

○5番（小寺光一君） あと、ちょっと内容のほうにも行きたいのですけれども、ただその過程の中でちょっと確認が、29年度から話があったとすればもっと時間があったわけで、きちんと役場の中で庁内会議を含めて予算の関係で、財政の関係でも次世代に負担が募るのではないかという心配もあったものですから聞くのですけれども、庁内でしっかりと議論を重ねてできたものなのか、庁内の調整会議含めていろいろ会議があると思うのですけれども、そこで皆さんの同意を得てきちんとした話し合いが行われてできたものなのか、それともそうではないのか、そこだけ確認させてください。

○議長（熊谷俊幸君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 今申し上げました高齢者との話し合いの中で必要と判断しました

ので、事業者と担当課の話し合いの中でこういう形であることができるということで決定した経緯でございます。

○議長（熊谷俊幸君） 5番、小寺光一君。

○5番（小寺光一君） 私が聞いたのは、庁内、役場の中で政策会議なり調整会議なりでしっかりと議論をされたのかということを知りました。とても重要な話です。町のこれからいろいろなさまざまな事業を展開する中で、庁内でしっかりと議論がされて予算化されているのか、そうではないのかとても大事です。特に傍聴席には若い役場職員もいます。役場のルールってきっと僕はあると思うのです。それを踏まえてきちんと正しい情報で教えてください。

○議長（熊谷俊幸君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） そういう意味では、先ほど申しましたように29年からの懸案事項で、過疎のソフト事業でできるということで財源もある程度めどがついたということ、それから選挙の公約にもなっておりますので、新年度予算でのれるように業者と検討してくれということをお願いをしたところでございます。

○議長（熊谷俊幸君） 5番、小寺光一君。

○5番（小寺光一君） いつも本当に申しわけないのですがけれども、簡単に質問させていただきます。役場の調整会議を経て予算化されたのでしょうか。

○議長（熊谷俊幸君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 調整会議にはかけなかったというふうに記憶しております。

○議長（熊谷俊幸君） 5番、小寺光一君。

○5番（小寺光一君） 役場の組織的に本当にそれでいいのでしょうか。どういう過程を経て、やっぱり役場全員で各課長を含めてみんなで行こうというような合意形成ができて初めて議会なり町民に行くものではないかなと、そういうトップダウンでどの会議も通さずに予算化されてしまうというのはきっと余りいいことではないのではないかな、それが今の羽幌町役場なのかなというふうに思っています。

時間がないので、どんどん行きたいと思います。内容についてお伺いします。

今回の中身について、80歳以上というふうになっていますが、なぜ80歳という区切りをしたのでしょうか。

○議長（熊谷俊幸君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） それは、先ほども申しました29年ころからの打ち合わせの中でさまざまな財源的な問題もあるという話から、まず後期高齢者というと75歳ですが、それよりも上の80歳ということで財源が何とかなるのではないかなというような事前の打ち合わせもありましたので、選挙中もそういった話でお話ししてまいりましたので、そういうことで相談をさせていただいて80歳としました。

○議長（熊谷俊幸君） 5番、小寺光一君。

○5番（小寺光一君） 誰と話し合いをしたのか僕もわからないのですが、財政の話

もしているのですけれども、全体の調整会議はしていないと。自分は、その80というくくりが後期高齢者でいえば75歳以上、前にほかの議員の方が免許の返納の関係でも75歳以上になると違う検査をしなくてはいけないとか、いろんなのが出てきて各道内の町村も調べましたけれども、いろんなのが80歳って余りないのです。それは、お金がないからお金に合わせて80歳にしたということですか。

○議長（熊谷俊幸君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 先ほども申しと思いますが、財源的なものもありまして75歳でなくて80歳ということではさせていただけました。

○議長（熊谷俊幸君） 5番、小寺光一君。

○5番（小寺光一君） 町長は、その財源なりお金なりしか見ていないのではないかなと思うのです。実際町民がどのぐらいの年齢の方が、どういうサービスを求めているのかというのを見ないでお金、財源が確保できるから年齢を80に切ったと。それって本当に町民目線になっているのかなという疑問になります。今の答弁でいくと、財源しか見ていない気がします。答弁の中では、満80歳以上を対象に70%の利用率を想定しているとのことですが、現在80歳以上の方が何名対象者がおられるのか。

○議長（熊谷俊幸君） 福祉課長、木村和美君。

○福祉課長（木村和美君） 現在ではありませんが、これを積算したときの数字になりますが、80歳以上は1,114名で積算しております。

○議長（熊谷俊幸君） 5番、小寺光一君。

○5番（小寺光一君） 1,114名ですね。この助成事業を策定する中で、他の町村の同じような事例、参考にした町村などありますか。

○議長（熊谷俊幸君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 年齢につきましては、先ほど申しましたとおりでございまして、他の町村の参考といいますのは、老人クラブのほうからも苦前でやっているようなのはできないかということで苦前方式を参考にとということでとりかかったこととございまして、参考といえば苦前町でございまして。

○議長（熊谷俊幸君） 5番、小寺光一君。

○5番（小寺光一君） 苦前町を参考にとということでされたと思うのですけれども、ただ苦前のやり方とは大きく違うと思うのですけれども、なぜ苦前を参考にしたのですけれども、羽幌方式にしたのか、その辺の理由を教えてください。

○議長（熊谷俊幸君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 先ほど申しました担当課と事業者との打ち合わせの中で事業者も2社ございまして、両者から苦前方式だと事務員を1人抱えたりする、事務的時間等も負担が出るので、そうでないほうがいいということでたしか答弁にも書いてあったと思いますが、障がい者の制度を拡張した中でやっていくというふうにして了解をいただいたところでございまして。

○議長（熊谷俊幸君） 5番、小寺光一君。

○5番（小寺光一君） それもあくまでも町と業者さんの都合でといたら申しわけないですけれども、決めたのかなと思います。というのは、苫前方式でいうと年間1人につき96回利用することができます。苫前は定額制で1回当たり400円を支払って、その差額分を町が負担するというような形です。羽幌の場合は、初乗り運賃分の610円ですか、六百何十円かを町が負担して、残りの差額を住民が負担すると。でも、これでいうと市街地に住んでいる方と市街以外の方と格差が生まれる気がするのです。例えば市街地だと初乗りプラス何百円で病院なり行けたと。ただ、市街以外に住んでいる方だと2,000円、3,000円かけて、片道でそれかかるので、往復だとその倍かかると。これでいうと、何度も言いますが、町民にとって不公平感が出てしまうのではないかと。ただ、苫前方式だと古丹別に住んでいても苫前に住んでいても同じ料金で同じサービスが受けられると。びっくりしたのが対象者数です。苫前は人口も少ないのですけれども、対象者が1,159名、これ平成29年度の実績から教えていただきました。申請者が754名で、利用回数が7,714件とかなり使われていると思います。詳しくお聞きしたら、一人の方が90回以上使われた方が9名もいらしたそうです。それぐらいやはりたくさん使われているのです。きっと96回ですと月に4回、往復12カ月分という計算だと思います。ただ、羽幌町の12回ですと2カ月に1遍往復と。それで本当に目的なり効果が出るのかなという不安があるのですけれども、その辺効果と回数と含めて本当にこれが効果の出るものなのか、その辺を教えてくださいませんか。

○議長（熊谷俊幸君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 効果が出るか、出ないかは結果でございますので、やってみて先ほど申しましたように担当課で集計したものをまた議会にお示ししたいと思います。

私といたしましては、苫前方式では考えていた財源では間に合わないということもございまして羽幌方式と言われるかもしれませんが、そういう方法と、それから不公平感につきましても一人の方が、610円が初乗りでございますので、そういう方の平等感というもので考えましたし、足りない部分につきましては老人クラブあるいは公民館等の団体サークルなどに参加する場合には、複数で利用されますと4人なら4回分ふえるというような感じで使っていただければいいかなというふうに思っておりました。ただ、議員おっしゃるような不安、不満も当然出てくると思いますので、そういったことにつきましては議員指摘のとおり32年度には間に合うのかどうか、結果としてどういうふうに数字になるかわかりませんが、後年度に負担を大きくしないようなやり方の中で後年度に改定といいますか、改革をしていって、とりあえず31年で新年度4月から始めたいという思いで始めたので、ご理解をいただければと思います。

○議長（熊谷俊幸君） 小寺議員、質問の残り時間3分を切っておりますので、まとめていただきたいと思います。

5番、小寺光一君。

○5番（小寺光一君） まだまだ聞きたいこともありましたが、町民の声も伝えなかったです。例えばお金がない、財政が苦しいのであれば無料で券を配るのではなくて、少しでも負担してもらえような方法、受益者負担という考えも入れるべきだと私は思っています。100円でも200円でも300円でもいいですし、それはやっぱりそのニーズとサービスを受ける方との協議が必要で、いきなり無料券を差し上げるというのはどうかなというふうに思います。

また、本当に交通弱者ですとか外出機会の喪失をしているのが高齢者だけなのかという疑問もあります。子育て世代のお母さんたちと話したときには、お母さんと子供で家において、お父さんが車乗っていってしまうので、冬のときにすこやかセンターにも行けないと、そういう制度があったらとてもうれしいのだという声もあります。本当にいろんな声があって、よりいいものを提供してあげたいという気持ちで今回質問しましたけれども、ぜひ今から変えられるものがあるのであれば、議会の声だけではなくて町民の声として受け取っていただいて少しでも町長が、何度も僕言って申しわけないのですけれども、公平で公正で信頼の高い、そういう事業にしていていただきたいという願いを込めて今回質問しました。

ぜひこの後あす、あさってと予算委員会もありますので、その中でより詳しく、ほかの議員の方の意見を含めて聞いていただいて、もし可能であれば、少しでもそういう声を反映させていただきたいなというふうに考えています。

最後に、この新しい事業について議会を通じて町民に伝えたいこともしございましたら、町長の口からメッセージなりもしあれば、新規事業について一言お願いして終わりたいと思います。

○議長（熊谷俊幸君） 町長、ありますか。

（何事か呼ぶ者あり）

○議長（熊谷俊幸君） 小寺議員、これでいいですか。

○5番（小寺光一君） ないので、しょうがないです。

○議長（熊谷俊幸君） これで5番、小寺光一君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時51分

再開 午後 2時00分

○議長（熊谷俊幸君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） それでは、水道事業の見通しと料金問題について質問をいたします。

昨年9月定例会で監査委員から提出された水道事業会計決算審査意見書の中で、経営状

況の結びとして経営の健全化を推し進めるべく鋭意努力されているが、事業運営の柱となる水需要については、人口減少や各種産業の低迷などにより、将来的にも大幅な増加は見込めないことから、今後とも効率的な事業運営と経費の縮減等を図り、安全・安心で良質な水道水の供給に取り組むことが望まれると述べられています。そして、給水未収金についても解消に努力するよう、意見が付されました。

また、直近の総務産業常任委員会において、担当課から収支シミュレーションをもとに、今後の収支予測の説明を受け、その中で今年10月に予定されている消費税引き上げに際しては、2%分上乗せする考えであることが示されました。

一方、現行の水道料金については、平成17年から家庭用で基本水量10トン、基本料金2,850円に値上げされましたが、14年経過した今も水道料が高い、安くならないのかといった声や要望が聞かれています。そこで、水道事業の見通しや料金について、以下、質問をいたします。

1、水道料金値下げの根強い要望に対する町の見解を、わかりやすく説明していただきたい。

2、消費税引き上げ相当分の2%分を上乗せする方向と判断したのはなぜでしょうか。

3、28年度実績から家庭用使用水量別では、9トン以下の世帯が47.7%であり、基本水量以下に節約しても料金は10トン換算分となります。こうした世帯への対応など、新たな料金体系への見直しも必要と考えますが、見解はどうでしょうか。

以上です。

○議長（熊谷俊幸君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 一般質問2件目、金木議員のご質問にお答えいたします。

1点目の要望に対する町の見解についてであります。使用料の値下げについては、これまでの経緯から強い要望があるものと認識しております。

しかし、中・長期的な視点で事業運営の見通しを考えると、収入の面では、人口減少等による使用料収入の減少が続くこと、また支出の面では、当面予定している大型事業や企業債の償還のほか、管や機械設備等を含めた老朽化対策が限りなく続くこと、さらには非常時への備えなど、将来にわたって事業を継続するための対策やその費用が多くなっていくことが想定されます。

このことから、使用料の値下げは考えておりませんが、先日の常任委員会でお示ししました収支シミュレーションの内容が少しでもよい方向で推移するよう、未収金の解消やコストの抑制等に一層努力をしてまいりたいと考えております。

2点目の消費税引き上げ相当分の上乗せについてであります。水道水の価格は、軽減税率の対象外となっておりますことから、消費増税に関する法律の改正に準じて増税分を一律上乗せするという判断に至ったものであります。

3点目の料金体系の見直しについてであります。議員ご指摘のとおり、各家庭における使用水量において、1カ月当たり9トン以下の割合が約半数となっておりますことは認

識しており、今後においても使用実態の把握や分析を行うことは必要と考えておりますが、基本水量を含めた料金体系の見直しは考えておりません。

以上、金木議員への答弁とさせていただきます。

○議長（熊谷俊幸君） これより質問、答弁の時間は45分以内となります。

2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） それでは、水道事業の問題に関連をして再質問をさせていただきます。

この問題については、先般直近で開かれまして総務産業常任委員会におきまして担当課の上下水道課から現在の水道事業の現状、そして10年近い今後のシミュレーションの見直し、そして今後に対する考え方なども一通り回答はいただきました。その分では理解をしたつもりであります。

ただ、それでもやっぱり高いよねという思いが消えません。この間、私がいろいろ考えてきていることや思いなどもこの機会にちょっと述べさせていただいて、無駄な抵抗と言われるのを承知の上でちょっと述べさせていただこうかと思います。

昨年11月、臨時国会では水道法改正案がちょうど審議をされていまして。そのときに全国紙新聞でこういう記事が出ました。「過疎地を中心に自治体の水道事業は限界に近づきつつある」と。特に厳しい寒さで設備の劣化が早い北海道は水道料金が高額化しやすく、最も高い夕張市と最安値の兵庫県赤穂市の差は8倍に上るということであります。

そのときの新聞には一般家庭用の高い地域のベスト5、そして安い地域のベスト5、ちょうど対比して金額と載せてあるわけなのですが、20トン換算ですが、20トン換算で夕張市では6,841円、兵庫県赤穂市では853円、桁が違います。20トンで853円、ちょうど8倍の差ということになります。

それぞれ水道料金はいろんな自治体の状況、立地条件だとか水の状況だとか、その地域、面積の範囲、いろんな条件があって高い、安いが生まれてくるのは当然だと思うのですが、きょうの答弁の中で将来にわたって事業を継続させていくための対策について、未収金の解消とコストの抑制を上げられていましたけれども、こうした赤穂市のように料金を安く維持できている自治体の取り組みはどうして安くできているのかと、何か特別な策、仕組みがあるのではないかという気もするのです。中には水道を持たないで各家庭地下水をくみ上げているという町もありますけれども、上水道設備を持って運営しているこの値段というのは、この羽幌町で生まれ育った人間にとっては絶対信じられないという思いもいたします。こういった調査、シミュレーションをつくってきちんとその数字を積み重なっていって見通すというのも大事なのですが、料金を安く抑えて、うまく運営してできているところの調査なり研究を、全然参考にはならないわということになるかもしれないのですが、何かしらのそのヒントになるようなことが見つけられる可能性もあるのではないかと思うのですが、そういった調査研究という面では何か考えておられないのかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（熊谷俊幸君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 私の後から担当課長もそういったものがあれば答弁させますけれども、私が知っている限りでは増毛町など水のきれいなところは原水がきれいで、当町も平成11年でしたか、前の町長が就任して間もなく大雨が降って濁度が1,000を超えて、当時の水道の担当者がうちの水道は濁度1,000までしかないのだということで、あのときは1日か2日だったかとまった経緯がございました。そういったようにパックですとかジャーですとか泥を沈殿させる薬、消毒する薬というものが多くかかると。単純に言うと、そんなことで我が町の水道料金は高いのかなというような報告を当時受けたように思っておりますので、現実的には高いのは本当に申しわけないと思いますけれども、そういう違いがあるのではないかと思います。

調査等につきましては、担当課長から述べさせていただきます。

○議長（熊谷俊幸君） 上下水道課長、宮崎寧大君。

○上下水道課長（宮崎寧大君） お答えいたします。

水道の使用料を安くするための対策といいますか、そのあたりの調査研究ということですが、私どものほうとしましては毎月業界紙が来ております。その中で内容をちょっと拝見しているところで、特に調査ですとか研究というのはしていないのですが、そういったことを通しまして情報収集をしているということでございます。それで、今後においても各事業体と情報交換の場というものもございまして、そういった機会を捉えながら調査ですとか研究、情報収集等に努めてまいりたいと。その中で取り入れる部分がありましたら、我が町も取り入れることについて検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（熊谷俊幸君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） 可能なところでは調査もしてみたいという言葉ですので、お願いしたいところなのですが、その赤穂市ですよ。私もホームページでちょっと調べた程度のもので本当に恐縮なのですが、赤穂市では21世紀における我が国の水道の将来像として厚生労働省が公表した新水道ビジョンに基づいて赤穂市水道ビジョンを策定した、平成26年から平成33年までの計画期間、水道ビジョン、ちょっと私も初めて聞いたのですが、厚生労働省でこういったような指針とっていいのかなのか、それに基づいて赤穂市ではビジョンもつくったというのですが、羽幌町ではこうした動きはないですよ。私も聞いたことないのですが、これは努力、つくるならつくってもいいですよというものなのか、その辺ちょっともし情報あれば、厚生労働省が公表したという新水道ビジョンというものについて赤穂市では60ページぐらいのこういった、これは抜粋ですけども、見る事ができたのですが、その辺ちょっと情報あればお聞きしたいと思います。

○議長（熊谷俊幸君） 上下水道課長、宮崎寧大君。

○上下水道課長（宮崎寧大君） お答えいたします。

水道ビジョンにつきましては、義務づけということではなくして努力義務ということで押さえております。それで、当町の部分につきましては、現在のところ策定はされていない状況です。ただ、素案について私どものほうもちょっと一時期準備をしていたところもあったので、この辺はちょっと今後うちのほうの課題としてつくる準備といたしますか、そのあたりは進めていきたいなという考えは持っております。

○議長（熊谷俊幸君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） ありがとうございます。ちょっと前向きな答弁いただきました。

このビジョンは、全国一安い赤穂市といえども行く行くはやっぱり財政難になって、近い将来ちょっとお金どうしようかということが課題なのだというふうな結びにもなっているのですが、ぜひともしっかりした向こう10年ぐらいのシミュレーションを細かくきちんとやれば、それが一つのビジョンになるといえばなるのかもしれないのですが、また違った視点でこういった計画や検討が必要かと思っておりますので、ぜひ取り組んでいただきたいと思っております。

消費税2%分についてもお聞きしました。今から5年ぐらい前ですか、消費税が5%から8%に引き上げられた際には、我が町では料金は据え置きました。そのときと今度今年の10月に予定されるこの2%分加算分どういう違いがあるのですか。状況として、その辺お聞きしたいと思います。

○議長（熊谷俊幸君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） どういった違いがあるかという、私も当時は議員でございましたが、今回につきましては国が2%上げて8から10、そういった財源も地方に回ってくることで、それからテレビ等で見ますと上水道については上げる対象で、ペットボトルについては上がらない対象と、そういった違いも言われておまして、これが上げないことによってまた水道の財源にマイナス要因となっていくと非常に困るなといった思いで負担すべきものは負担していただくということで当町も負担がふえるわけでございます。そういった考えで担当課には10%になったときには10%にさせてもらおうに指示したところでございます。

○議長（熊谷俊幸君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） 私も消費税というものについては、個人的にもいろんな考えがありまして、ここであえては申し上げませんが、もしも上がるということになれば、今羽幌町は基本料金が2,850円の中の内税で8%分が入っていると考えていいのだと思うのですが、これが2%分ということはやはり内税的な考えになるのか、単純に計算すれば5円か6円か、そのぐらいになるかなと思うのですが、2,850円の2%です。5円か6円、そんなような単純計算になるのですが、その辺の考え、具体的にはこれからだというふうに委員会でも述べられたと思うのですが、今の方式でいくとなればそういう2,855円か56円かということに単純に考えはなるのですが、どんな押さえ方をしているのか、もし全くこれからというならば、それなりにお考えいただきたいと思っております。

○議長（熊谷俊幸君） 上下水道課長、宮崎寧大君。

○上下水道課長（宮崎寧大君） お答えします。

細かい部分につきましては、先般の委員会のほうで申し上げたとおり今後詰めるということになるかと思うのですけれども、今回の場合は本体の価格の部分と税の部分があつて、本体の部分は据え置いて税の部分がふえるというような形で2%分です。そういうことで考えておりまして、詳細につきましてはちょっと現時点のほうでは何とも言えない状況ですので、ご理解を願いたいというふうに思います。

○議長（熊谷俊幸君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） となりますと、やはり町長も先ほど答弁いただきましたけれども、財源のほうにマイナス要因はつくりたくないという思いもあつて判断をされたとは思いますが、今羽幌町内年間の水道収入は約2億円です。人口が減ったり、使用料減れば2億円を切るようなこともなるかもしれませんけれども、そのうちの2%ですから400万円ですか、上水道だけではなくて簡易水道もありますから、島や原野分も入れれば400万円から500万円近くになるでしょうか。年間の2%相当分でも400万円から500万円とすれば、何とかなるといえば何とかなような気もしないではない。

先日の委員会のシミュレーション、9年後の2027年度、今現在平成30年度の現金残高は3億700万円、9年後の2027年には1億1,200万円の残高、確かに順繰り、順繰り目減りはしてはいるのですけれども、あくまでもシミュレーションといえはシミュレーションですし、400万円ずつの10年間で4,000万円ですから、金額の上ではカバーできる数字ですし、今後はその未収金、未納分の集金にも力を入れていきたいということでもありますから、年間の未収金額は大体500万円、ちょうど2%相当分と拮抗しているといえますか、全く未収金ゼロというのはちょっと不可能かもしれませんが、数字上ではちょうど未収金分と2%分が相殺されるような形でもあるということを考えれば、せめて2%ぐらいは今後の努力なりで、そこまで余り話すべきではないかもしれませんが、そういったことで今の段階の方向性としてはそうですが、この後新年度始まって秋に近づくころにもしも条例改正ということになれば、また新たに提案されてくるのだらうと思いますけれども、それまでに夏には参議院選挙もありますし、国政選挙の結果によっては消費税引き上げがどうなるかということも一部では報道もされておりますし、そういったことも考えながらもうちょっと、今の段階では引き上げる考えだよということではいいのですが、場合によっては見直す余地もまだあるのだという形でもいいのではないかと思うのですが、その辺ちょっと、もしもということで答えづらいかもしれませんが、可能な限りお答えいただきたい。

○議長（熊谷俊幸君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 夏ころの選挙の話も出ましたけれども、当然それでいろいろ上がらなければ当然上げませんし、議員ご指摘のとおりシミュレーションでお示ししたとおりなのですけれども、実はそのちょっと前ぐらいか、その前後に機械のふぐあいが見つかり

まして、その部分の部品が現在業者では中古品であるということでもわかりました。それで、業者の話ではその中古品が製造メーカーはその事業からもう撤退していると、自分のところで持っている中古の部品でいっぱい、いっぱいなので、よく見て5年、早ければ1年か3年かわからないというような状況で、その部分もそっくり交換しなければならないような状況も目に入ったわけでございます。

それから、ご指摘のとおり未収金についてはこんな言い方もなんですけれども、パワハラにならない程度にこういうふうにあって、こういうふうに要望するようというふうなことで書類が来るたびに声かけはしておるわけでございます。

そして、一番は有水率という製造した水がメーターを通過して幾らというふうになっていく率、それが当町は昔から低くて、このたびもこういったご質問をいただいたわけでございますので、担当課にそういった部分もどういうふうになっているのだと。以前にそういう修理するための見つける業者をお願いして、それからわかった部分については下水道なり、新たに掘るなりして修理していつているということを知っておりましたので、その部分の確認をしたところ、それはやっているのですと。後ろからまた新たなものが出ているようで、イタチの追いかけてごっこというのですか、そんなような状況でなかなか高まっていけないというのが現状でございました。そんなことで本当に町民の皆様への負託も、議員の皆様も受けているわけで、黒字であるから少し下げろということも理解するわけでございますが、ここは先ほどお話したように10年近く後9年後、1億数千万円も先ほど言った機械の整備あるいはとまらない水道のためにブラックアウトで1日とまってお叱りも受けたわけでございますが、そのための非常用発電機の用意ということになりますと、また数十万円、数百万円では用意できないのかなという状況もございますので、何とか一つこの黒字経営を続けていけるように、そして一般会計から水道料の赤字を埋めるというような事態にならないように、また議会のほうからもご指導、ご鞭撻をいただきたいと思っておりますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

○議長（熊谷俊幸君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） 町長の今の思いといいますか、それも十分理解しているつもりでございますけれども、もう一点これも今の答弁の繰り返しになるかなという思いもありながらちょっと伺うのですが、1カ月の基本水量についても最後お聞きをしております。

我が町の上水道の基本水量、昭和62年以降ずっと10トンで設定をされてきてまして、それ以前の資料がないので、それ以前はどうだったのか私ちょっと調べられませんでしたけれども、わかっている範囲では62年以降は10トンで設定をされています。生活様式も進んできて文化的な生活が進んでトイレも水洗化されたりということになれば、どんだん水を使う量も多くなってきているだろうなというイメージはありますけれども、以前ある統計の数値を見たことがあったのですが、全国1人当たりで何トン使っているかということで1人当たりの平均使用水量6トンという数字を見たことがあります。もし違ったら、後で指摘してください。この間、羽幌町ですと基本水量10トンで設定してきた

という理由は何かあるのか、今さら何だと言われそうですが、ちょっとその辺の理由お聞きしたいと思います。

○議長（熊谷俊幸君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 私の足りないところは課長からさせますが、私も今回のこの話と、それから議会への説明に行く前の打ち合わせの中でふと思い出して、10トンはどこで下がらないのかという話をしたところでございまして、10トンを下げると使っているところにその費用の部分負担に行くと、使う世帯、わかりやすいというか適当ではないかもしれませんが、小さいお子様がいて洗濯物が頻繁だというような家庭が10トン以上であれば、その単価を上げなければ収支全体としての収入が減ってしまうという計算も成り立つということで、そういえば以前にも議員時代にもそういった話を聞いて、それで当町では10トンでお願いしたいというようなことで来ていたかというふうに思っております。

また、ご質問の点については担当課長も何かあれば説明させます。

○議長（熊谷俊幸君） 上下水道課長、宮崎寧大君。

○上下水道課長（宮崎寧大君） お答えいたします。

基本水量の10トンといいますのは従前からということで、以前の料金の改定の際には平均的な使用水量だというような受け答えもしている経過もございます。それで、現実に家庭用の1カ月当たりの水量というのが平成17年の料金改定当時でいいますと12.23トンだったのが今平成28年度の実績で申し上げますと、1カ月当たりの平均使用水量は11.72トンといずれも10トンを上回っているというところがございます。それで、比較をしても0.5トンほどの減ってはいるものの大きくは変わっていないのかなという実態もございますので、この辺は先ほども答弁の中で申し上げましたけれども、今後の推移は見ながら、把握していきながら分析をしていきたいという思いがありますけれども、現実そういうことで大きくは変わっていないのかなという考えでございます。

○議長（熊谷俊幸君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） 課長、今言った12トンとか11.7トンというのは世帯ですか、1世帯当たりということですか。

（何事か呼ぶ者あり）

○2番（金木直文君） ということは、1世帯約2人ですから、1人にすれば半分ですら6トンぐらいというのは私の得た情報が大体正解なのかなと思いますが、去年の委員会でいただいた資料に各市町村の水道料金を比較した表も配付していただいていた。留萌管内には簡易水道の町もありますけれども、留萌管内10トン換算でいった場合には羽幌町は4番目の高さになっています。北海道の道内では9番目です。全国の資料もありました。全国の場合は20トン換算の表でしたけれども、20トン換算で全国で羽幌町は9番目、高いですよ。私は、今回この10トンとか20トンとかの換算ではなくて、もっと低い量、10トン未満、9トン、8トンであった場合には幾らなのかということをご

の道内ベスト10の10町村、全国の10市町村、市もありますけれども、全部可能な限りこの町の例規集を拾って、水道の給水条例を当たって基本水量をもとに8トンだった場合には幾らかというのをちょっと調べてみました。そうすると、ことごとく羽幌町はトップです。全道トップ。高い町ですから町名は言いませんけれども、道内では10トンでは3,360円だという町もあるのですが、そういった町は基本水量は7トンとか8トン、あるいは5トンという町もあります。ですから、当然その分基本水量が安くなっているわけで、羽幌町は6トンであっても5トンであっても2,850円で全道1位、そして全国の場合も調べたみたところ、ことごとく抜き去って羽幌町はやっぱり全国トップ、第1位になりました。ただ、全国7位だった青森県のある町だけ、この1カ所だけ基本水量が10トンで、この町では10トンの料金プラスメーター使用料が加算されて、それで逆転をしてここが1位、羽幌は2位になるのですが、メーター使用料を抜けば羽幌町が全国1位になると、8トン換算でということではちょっと愕然としたというか、びっくりしたといえますか、日本一というのはいろんな面でいえば誇れるのかもしれませんが、こういったところで日本一にはなあってほしくないと思っていますが、これは日本水道協会とかの公式発表ではないので、あくまでも私の手元の自主的な計算での情報ではありますが、そういった状況を見て町長、いいのですか、これで。

今度、町長全国町村会の会議か何かで行ったときに、10トン未満で最高金額の町羽幌町から来た駒井ですという頭の紹介文句になってしまうかもしれませんが、こういった情報、あくまでも私の情報ですけれども、町長何かお考えになるところありましたらお聞きしたいと思います。

○議長（熊谷俊幸君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 金木議員の計算によると、日本一の町長ということになったようでございますが、私はこの黒字経営の中の水道の会計の剰余金につきましてはきちんとため、そして以前繰り上げ償還ということで借金を早目に返して利息をかからないようにしたと。それから、下水道事業の中で石綿管が漏水をして3カ所ほどやったときに、よく調べたら下水道事業の中で上水の管を交換できると、それも補助事業でできるということで取り組んだ経緯、そのことが財政、水道企業会計の黒字を生んでおりますし、その後の黒字の中でも民間ですと黒字だからボーナスを上げる、給料を上げるということになりますが、地方自治体でやっている関係上黒字に関係なく給料を抑えるというか、そういった人件費を負担してきたわけでございます。

そして、どこがどうかわかりませんが、市町村の中には水道会計を抑えるために一般会計から繰り入れしているところもあるように聞いておりますし、12月ごろでしたか、民宿のある集落で40戸足らずのところまで水道がとまったと。自分たちは料金払っているが、その水道は簡水のように業者がころころかわって電気代を払っていない、修理代を払っていないというようなことで民間に任せて無責任なことになると、そういったとまる水道というようなことに簡単になってしまうようで、ニュースによりますと業者が何回かわっ

たか、数回かわっているというような報道もあったように思っております。

そういったことで先ほど言いました薬品等の使用しなければならない水の中でこれだけきれいな水を供給すると、そしてとまらない水道ということで先ほど言いました11年のときには望潮山のところの低地、配水池で間に合うといったのは数日ですか、数年、1年後でしたかちょっと記憶定かでございますが、それでは足りないということでさらに上のほうの工区配水池をつくって基本料金はそのままといった状況で来ております。ですから、高いのは本当に申しわけないかなと思う次第でございますが、その高く、そして収益上がっている余剰金についてもきちんとため、そして後年度へのとまらない水道のための設備投資なり設備更新に向けて使わせていただいているということでございますので、今後ともそういった方向で先ほど将来に向けてのビジョン策定というお話もいただきましたが、そういったことも計画がなくても、そういった申し送りといいますか、水道課の中にはそういった考え方が根づいておまして、私が言わなくてもいろいろ説明を聞いているうちにそういう方向で話が進んでくるといったことでございますので、今後ともアドバイス等いただきながらいきたいと思っておりますし、先ほど議員が計算されました方法についても今まで指示したこともなければ、聞いたこともない数値でございましたので、そういった方向でもまた新たに水道料金が全国でどの位置なのか、どういう負担がいいのか検討する方向で行きたいというふうに思っておりますので、ご理解を賜ればと思っております。

○議長（熊谷俊幸君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） 今町長から結論的な答弁をいただきましたので、もうあえて聞くのはよそうと思いますが、全国で高いと言われている自治体は少量の使用世帯、使用者への配慮がやはりなされているという証拠だと思うのです。大体8トンとか7トンとか、そういうふうにして少量の世帯には負担が余り重くならないように、そういう視点もやっぱり大事だと思うのです。今後消費税の対応だとかいろいろありますから、そのときそういった機会を見ながらもし料金の改定などという話が、そういう事態になったときにはこういった視点も忘れずに加味しながらの検討をお願いしたいということを強く要望いたします、私質問を終わります。

答弁いいです。

○議長（熊谷俊幸君） これで2番、金木直文君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（熊谷俊幸君） 以上で本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

（午後 2時39分）